

地方分権改革シンポジウム

～あなたの気づきが国を変えていく～

議事録

内閣府地方分権改革推進室

地方分権改革シンポジウム
～あなたの気づきが国を変えていく～

議事次第

日時：令和4年3月18日（金）13:30～16:00

場所：Zoom配信（オンライン開催）

【第一部】

1. 野田聖子内閣府特命担当大臣インタビュー

「～地方分権への思い～」

（聞き手）勢一 智子 地方分権改革有識者会議 議員

西南学院大学法学部 教授

2. 講演

「ビレッジプライド～邑南町での地域課題への取組～」

寺本 英仁 邑南町役場商工観光課 課長

3. 講演

「地方創生の課題～農村実践からの提案～」

小田切 徳美 明治大学大学院農学研究科長 教授

【第二部】

「提案募集方式について」

吉添 圭介 内閣府地方分権改革推進室 参事官

浅川 富生 内閣府地方分権改革推進室 調査員

【第一部】

○司会 皆様こんにちは。

本日は、「地方分権改革シンポジウム～あなたの気づきが国を変えていく～」にご参加いただきありがとうございます。本日司会進行を務めさせていただき鈴木佑梨と申します。どうぞよろしくお願ひします。

このシンポジウムは、国民の皆様へ地方分権改革の成果を実感していただくきっかけとすることを目的として、内閣府の主催で、平成26年から毎年開催しているものです。

本日のプログラムをご紹介いたします。

プログラムは大きく「第一部」と「第二部」に分かれております。

この後始まる第一部では、最初に、野田聖子内閣府特命担当大臣からのビデオ・メッセージをインタビュー形式でお送りします。その後、お二人の方から、地方創生、地域の活性化に関する講演を予定しております。お一人目は、島根県邑南町役場 商工観光課課長の寺本英仁様から「ビレッジプライド、邑南町での地域課題への取組」という演題でご講演を頂戴します。お二人目は、明治大学大学院農学研究科長の小田切徳美様から「地方創生の課題、農村実践からの提案」という演題でご講演を頂戴します。第一部が終わった後、約5分間の休憩をはさんで、15時15分から第二部に入ります。

第二部では、今回のシンポジウムのタイトルにもなっています、「あなたの気づきが国を変えていく」という提案募集方式について、仕組みの概要やどのような取組が行われているかといったことについて、ご紹介させていただきます。

では最初のプログラムに移ります。

地方分権改革有識者会議の議員、勢一智子先生をインタビューアにお迎えして、野田大臣の地方分権への想いなどを語っていただきました。

どうぞご覧ください。

■ 野田聖子内閣府特命担当大臣インタビュー

聞き手 地方分権有識者会議 議員

勢一 智子

○勢一氏 皆さんこんにちは。勢一と申します。

本日は岸田内閣において、地方分権改革を担当されておられる野田聖子内閣府特命担当

大臣をお迎えして、色々お話を伺っていきたくて考えています。

大臣は、これまで地方議員の経験を含めて、長年にわたり様々な形で地方分権に関わってこられたと存じます。はじめに、大臣の地方分権改革に対する率直な想いを伺えますでしょうか。

○野田大臣 もともと、様々な形で国会議員の議席をいただく訳ですけども、私は、国会議員になる直前が岐阜の県議会議員をやっていて、岐阜はいわゆる地方ですよ。地方で学んだ政治の中で、また地方の行政が当時の国の行政に抑圧されているというかね、好きなこともやらしてもらえない、というのを目の当たりにして、正直腹が立ったのでございますよ。それで何か地方のことをやろうとしても国の誰だかわからない人が色々言ってきて、文句を言う「予算をつけないぞ」みたいな、が当時の地方で地方の議会でやっていて限界を感じていたんで、これは国会で国の地方に対する上から目線を変えていかないと地方の独自性というのは作っていけないよね、というのが最初の志しであったから、幸いなことに当選してからすぐ地方分権の取組がこう一種のムーブメントが起きまして、地方分権の推進が進み、一括法とかができて、ようやく国の子分みたいなイメージがあった地方は、国から言われてやらされ仕事みたいなものも無くなり、少しずつ自主的に仕事ができるようになったと。まだまだなところはたくさんあります。まだまだ私が様々な陳情を地方から受けると、やっぱりまだ地方のその本来の 100%、地方が地方で生きていくところまでは戻されていないので、そこはまだまだやる必要性を感じているものの、例えば、勢一さんをはじめ、皆さんが取り組んでいただいている地方分権の専門部会では、かつてはですね、私が最初の頃は、国が地方分権を進めるっていうスタンスだったでしょ。今は平成 26 年ぐらいから地方でそれぞれの個性ある地方、例えば岐阜だと海がないんですよ。だから海のない岐阜県が、海のあるところで良かったよと言われることを提案されても、国から言われても何か違う訳ですね。県民のメンタルがね。その中で自分達が持っているものを生かすに支障があるところはそれぞれ違って、そんなことを自ら提案できる形に変えて、かつ公平中立に勢一さんをはじめ委員の方達がやっていただいていることは、地方にとって大変やりがいがあるとのことではないかと思えます。

47 都道府県全部それなりに提案を出してくれている訳ですけども、地方は都道府県だけではなくて市・町・村まである訳で、残念ながら小さくなればなるほど提案の数がまあ少ない、もっともっと元気を出してダメ元でもいいから発信してもらいたい、そういうことを促していくことが、これからせつかくの提案型を津々浦々に生かしていくためには必要なことだと思っています。

確かに、地方もですね、行革で相当人減らしを国と合わせてしてしまった経緯があって、人材がやや足りてないところもありますけれども、まあそうはいってもやっぱり人口減少などで地方を消滅させる訳にはいかないんで、そういうことがないようにやっぱり地方に生きている人達の想いを提案できるように、小さいところほど応援していければと思いま

す。

○勢一氏 確かに小さい自治体は、マンパワーもないですし、経験もないですから、やはりそういうところを支えていくというのが非常に大事なミッションだなと。

○野田大臣 そういことですね。どうしても地方でありがちなのが、自分達に提案する人材がないと東京にあるようなコンサル会社に頼って、「何かいいこと、提案することはありませんか。」というのも一時、かなり横行したと思うんですけども。そうするとまた同じことになってしまう。国から指示されてやって来ても、どこへ行っても同じような地方の公共施設ができる、みたいな。やっぱりそういう大手のコンサルティングのところにそれぞれが頼んでしまうと、それぞれが変えてくれる訳ではないから、青い屋根のものがずっと各地域にできるみたいなことになるので、その埋め合わせとしては、共同で提案してもらおうとか、共同提案とか、誰かが提案した中で後から追加で提案することで一緒に取り組んでいただけるとい、そういう取組みが可能になってきたのはご存知の方も多いと思うけど、どんどんチャレンジしてもらいたいなと思っています。

○勢一氏 そうですね。やはり私も提案募集の部会に携わってしまして、共同提案がここ何年か、かなり増えて来ていて、そうすると同じ提案の内容でも、沢山の団体がその提案と一緒にしているということ、それだけニーズがあるということの説得力が非常にあることを実感しているところです。

○野田大臣 分野別でいっても医療とか福祉というのが多くて、かつ共同提案でも今多くの人達がこう参加する共同提案でも、その医療と福祉の分野が非常に多いと。医療は、私は専門家でないのでわからないですけど、福祉に関しては、例えば、私達保育園なんて身近な福祉ですけど、やっぱり昔は夫が本来仕事するべきで、女性は家にいることが幸せ。だけど、離婚するとか、夫が死別するとか、そういう女性が働かざるを得なくなったときの、福祉的に保育があるのだけれども、最近地方ではやっぱり教育の質を上げたいのがある訳ですね。小学校1年生になったとき全国で最初の一步で出遅れちゃうと、ずっとそれを引きずることになってしまう。どうしても今、みんな地方に移住してくれとか、地方に行ってくれといった時に、色んな議論をする中で、故郷に戻るのに、子供を連れて帰る時に気になるのが、医療と教育。そういうところは共同提案で出てくるだろうなど。画一的な教育をしたいというよりは、せつかく、今デジタル化してきたから、東京を始めとする、都市で独占されていた教育の質をオンラインでシェアすることもできたりするし、逆にもう少し教育の在り様、指導要領の多様化することで、この地域はこういう教育に特化しているとか、色々なことをやっぱり提案してもらおうことで私達も気づきが。これからの地方のことだけど、地方は日本だから。日本を良くしていくためのシーズを、本当に何百人の

村のアイデアから生まれてくる可能性も出てくると思うので、それをすごく楽しみにしているところです。

○勢一氏　そうですね。逆に色んな地域があって、それぞれの地域が違うので、そこから違うアイデアが出てくるというのは、まさに大臣ご指摘の通りで、それがその次の制度、政策に繋がっていくと本当に素晴らしい循環になるなというのを今改めて感じました。

○野田大臣　大変な作業だと思います。その部会にいて。私もこの間、大臣に就任してすぐに勢一さんをはじめ皆さんが取り組んでいるところを本当にわずかな時間ですけれども傍聴させていただいて、だけどその僅かな時間でも次から次へと何というかありとあらゆるジャンルでしょ。皆さんそれぞれ専門お持ちで、農業から医療から教育からもう何でもかんでもですから、基本的には。そこを捌いていただいて本当に心から感謝をするし、敬意を評するんですけども。実際に、やりとりの現場というのは、どんな緊張感のあふれる喧々諤々、喧嘩腰みたいな、そんな感じでやっておられるのか、色んな大変さをわずかながら感じた中で、どういうふうに勢一さんは作業されているのか、ちょっと聞かせてください。

○勢一氏　ありがとうございます。大臣にそのように仰っていただけて本当に光栄です。私も平成25年から議員として参画をさせていただいております。

○野田大臣　長いですね。

○勢一氏　そうですね。最初の頃というのは、やはり提案募集の仕組みも馴染みがないですし、地方からしても国に提案をするという経験があまりないので、なかなかこう馴染み難いという部分があったり、国の方も地方からこういう形で提案が出てくるというようなスキームがないので、これも最初はみんなが戸惑いながらスタートさせたというような経緯もあって。でも実際に具体的な提案が出てきて、それを部会の中で議論する。その提案を出していただく時には具体的な支障事例を示していただいて、それを基に議論するので、ものすごく説得力があるんですね。現場がこういう状況でこんなに困っている、これはこの制度をこういうふうに変えると解消するんだ、というような内容なので、国の側としてもそういう現状を知っていただけるとやっぱり所管の省庁として理解していただけるのですよね。もちろん難しい議論は沢山ありますけれども、かなり多くの部分で提案の趣旨を理解していただいたり、問題状況を共有していただいたりして、真摯に、しかも建設的な議論が最近ではしていただけるようになって、非常にありがたいなと思っています。

○野田大臣　令和3年だけで47時間もの大変な時間を使っていただいて検討部会で作

業していただいたと聞いています。本当に勢一さんをはじめ他の方々にもくれぐれもよろしくをお願いします。

○勢一氏 毎年、色んな分野の提案が出てきて、私もこんな制度があったのかと知る提案も多くて、私自身が一人で調べたらどうしてもわからないんですけれども、地方から提案をいただいた時に、内閣府の分権室で最初にその提案を受け止めてくださるのが、地方から来てる調査員の方々。派遣で自治体の方から来られて、その方々が提案の内容を細かく調べて下さって。彼ら彼女達の働きのお陰で、最初地域で悩んでいることがどうやったら分権の提案に繋がっていくかのところのやりとりも、彼らが窓口となってやって下さって。

○野田大臣 そう、調査員、全国から、各県から来ていただいている、皆さんありがとう。

○勢一氏 本当にそういう方々に支えていただいて、制度の細かい状況とか実際の運用の実態とかというのは、我々が教えていただきながら、それを基に考えて制度の議論をさせていただいているところです。

○野田大臣 地方分権というと、やっぱりその言葉自体堅苦しくて難しい。話にもよるけど、実際に部会でやっていただいたテーマ、医療のこととか、うちも難病を抱えた子供で、その手続きについても取り組んでいただいたりして、本当に大変なんですよ。もうね、どれだけ紙を書かせるのかってぐらい、書いて色んな人に頼んだり、主人に頼んだり、誰それに頼んだりして出来上がったものを提出するのですが、また届くのには何カ月もかかってとか、あれはお互いに苦痛ですよ。私の場合は、夫がやってくれているので助かるのだけど、基本的には母親がやる場合、また仕事をしているお母さんで難病をもった子供を抱えてたら、本当にこれ大変な作業だと思います。それに気づいてくれたことが嬉しいし、それは自分達に関係がない人が多いのだろうけど、その人の立場に立ってより楽になってもらおうという、愛を感じましたよね。

○勢一氏 難病をお持ちの方とか、障害をお持ちの方とか手続きを沢山しないといけないんですね。でも、そういう方って、そういう手続きをするのも大変な環境におかれているので、そういう部分を、やはり少しでも軽くできないかというような提案は本当に多く。

○野田大臣 そうですね。あとはやっぱり、こども家庭庁を設置しようということで、私の他の仕事なんですけれども、そこで思っていたのは、あまりに行政庁は待ちなんですよ。福祉の申込みは。子供のことにしても、障害のことにしても、女性のことにしても、いっぱい制度を作るんだけど、宝探しじゃないけれど、どっかで調べてこういう制度があ

ると見つけた人は貰えるよ、みたいな感じで、それは中央だってそういうつもりではないんだけど、凄く冷たく感じるんですね。行政サービスって住民サービスの上にあるところが、なんかその制度の面倒臭さとか、在り様によって、せつかく頑張ってる人達の評価を下げることになっちゃいけないんで、今後やっぱり地方分権を進める中で、プッシュ型で、まあお節介型というのかな、そういう何か発生したら即対応できるような提案をどんどん色んな制度の中ですて貰いたいなと思っているのですけれども。

地方分権を進める中で、私も責任の一端を感じているのですが、法律の中に計画策定っていうのが必置みたいになってるんですよ。私は、政府提案をどうやっているかはさておき、議員提案を沢山つくってきたのですが、例えば、医療的ケア児の法案とか、あとは政治分野における男女共同参画とか、要望に応じてつくってきたけれども、いざ法律をつくる時に必ずその役所の法律のプロからは、計画策定を入れないと法律になりませんよ、という表札みたい、そうやって私も、そうですかと。法律にならないと役に立たないので、と言って入れてきたものが相当数たまっている感じがします。これからまた勢一さんも始めとして皆さんにお願いしたいのは、そういうところについても、議員提案は、とにかく法律にするためそこに書き込むと、必要ないかもしれないけれども書き込まないと法律にできないという思い込みの中で書き込んでいるものもあると思います。地方からも随分負担になっていると声が上がっているんで、是非、調査研究していただいて、地方分権の邪魔にならない法律というのを届けていかないといけないな、と思っているので、よろしくお願いします。

○勢一氏 ありがとうございます。まさにお話しいただいた計画策定の件は、今年度いくつも提案で出てきてそれを議論する中で、「これはもう少し抜本的にしっかり考えていかなければいけないんじゃないか」と有識者会議の中でも指摘をされまして、それに計画の策定の現状というところをしっかりと考えてみますと、「逆三角形の構造」になっていることに問題があつて。各府省の業務は、それぞれの府省で所管をして計画をつくっている訳ですけど、それが地方団体も計画をつくってくださいとなると、都道府県では各府省の業務が、部の単位に落ちてくる。それが今度、基礎自治体の市になってくると部であったり課の単位になってくる。さらに町村レベルになると、その業務の範囲が、課あるいは係に落ちてくる。だから組織として逆三角形の構造になっていて、「国の計画に従って都道府県の計画をつくってください」、「市町村計画をつくってください」というようなスキームは一般的にあるのですが、それをあらゆる法律、分野でやると、小さい自治体ほど負担が大きくなっていくという構造があつて、計画を策定すること自体は悪いことではないのですが、本当に必要な計画に絞ってやっていくっていうのが。

○野田大臣 そうですね。だから、良かれと思って法律を、世の中を変えようと思ってつくるのだけど、その担い手、一番その人に近い存在の市町村の人達が、計画をつくるため

に本来業務ができず、机に一日座ってやられるというのは一番ダメな、やってはいけないパターンで、これは結構日本は多いんですよ。学校の先生も疲弊する理由に、もう事務作業とか本来教えるっていうのが学校の先生の仕事なのだけど、教える以外のこと、親と話しをすとか。本来学んだことを生かせないような仕事がどんどん増えて、今、コンプライアンスとか色々な時代なのかもしれないけれども。計画策定をするのならば、そこに計画策定要員を一人付けないと駄目ですよ、本当は。そういう意味では、だから市町村、小さくなれば小さくなるほど、私も気づきが遅くて申し訳なかったと思うけれども、よく数少ない人数でそういうことに取り組んでくれてたなど。むしろ本来の役割の人達が担う、人との住民との関わりの中で得るものを求めるために、こういうところはシビアにバサッバサッと、やっていただければと。重なっているものも多いのですよ。福祉系とか、最近では医療系とかは症状ごとに法律が立つと、計画策定で似たようなものになってくる訳ですよ、そんなものは統合して全然構わないと思うし、そこ辺りは是非。

○勢一氏 ありがとうございます。まさにご指摘のところ、法律は別だけれどもそれぞれの法律の基にある計画を策定するとなると、重複する部分がある。本当に色んな分野であるんですよ。それは法律に基づいているんだから、で終わりにするのではなくて、自治体が福祉の分野で、実際に色んな業務をしようと思った時に、どこどこを重ねながら一緒にやっていった方が、政策効果が高いのかという観点で捉えていけば、複数の計画を統合して策定するという方が、むしろ政策効果としては望ましい形でもあるのではないかと。

○野田大臣 議員提案というのは、あまり全体を見ないでつくってしまうので、ピンポイントの問題点とか事件とか出来事をベースにつくっていくので、横つながりがない。例えば、私達、医療的ケア児という法律をつくった時に、人口呼吸器機を付けてたり、胃ろうをしている子供達のための法律だったんだけど、大人の方と繋がってないので、大人の方の法律が既にあって、そこの違いがでてきたり、色々ね。でもそこに計画策定がそれぞれあると思う。年齢の違いによって別々につくっていくのがナンセンスで。そういうところは是非チェックをしていただいて。束ねた方が逆に力が付くようなこともあるし、一本一本は弱い力しか発しない法律でも横串的に、子供と大人を統合させるということで、より力を持てればそれはいいこと。計画策定という言葉が仲立となって、本当に実効性のある法律を。日本はあまりスクラップしないんですけど、スクラップ&ビルドでやっていくことが大事だと思います。

岸田政権となって、一日も聞かない日は無いということ、デジタル田園都市国家構想とかあるんですけど、私も随分昔に郵政大臣をやった小渕政権のときから、IT、ICT、デジタルっていうのが、いわゆる一般消費者に浸透し始めたんですけど、今まさに、もう無かりせばに入ってくる中で、実はITというのは、そもそも不便な国ほど流行ったんですね。フィンランドとか。家と家がめちゃめちゃ遠い、ほんとに地方、日本の地方よりも

リモートな、そういう国が、ノキアという会社をバーンと、自分達の不便を覆すために、携帯電話のノキアをつくったのが始まり始まりだから、実は地方の不便なところこそ、デジタルがすごい効果絶大になるはずだから、そこらへんもぜひ活用していただきたいし、既に皆さんの方で実現なされたことがあると。

○勢一氏 はい。今年度の提案の中で、「医師法等に基づく届出をオンラインにする」というのが実現してしまっていて、少しご紹介しますと、医師や薬剤師は、法律に基づいて2年ごとに住所や氏名を住所地の都道府県を経由して、紙で国に届け出なければならない、という制度になっています。これを今回見直しによって、オンライン化をすることになりました。オンラインで直接提出ができるということになると都道府県の経由事務も必要がなくなります。

○野田大臣 それに当事者であるお医者さんとか薬剤師さんの手間暇もすごく楽。今このコロナ渦でだいぶ進んできたのですが、オンライン診療というのがあって、今は固定的じゃないんですね。暫定的に外出ができないとか、感染症の関係で直接診察ができない時のオンラインが始まってきていて、地方の弱みっていうのは医療、医療体制なんですね。専門性の高い医療機関が、なかなか小さいところに行けば行くほど、ないっていうのが、離島なんかまさにそうですよね。離島は出産のために本島に来て産む、これはやっぱり地方分権の、地方の一番の弱みだと思うんですよね。人を増やそうと思っている地方で、人を産むための場所がないというのは、そういうところもぎりぎりまでオンラインで診察を受けながら、安全確認をしながら、自分の家のあるところで産めるような、そういう意味でデジタルの活用というのは特に医療で大切なことになってきます。まだまだ抵抗が多いことも聞いていますけれども、ドクターサイドで便利になる訳ですから、患者サイドの方でもやっぱりデジタルによって救われる命を増やしていけるように取り組んでいただければと思います。

○勢一氏 デジタルがこれから標準になっていくと、制度もいろいろ変わっていきますし、さきほど大臣、北欧の例を出されましたけれども、やはりデジタルを上手く活用することで人手がかからない、これまでやれなかったことができるようになるという意味で革新的なところもありますので、やはり人口減少が進んでいる中で、地方にとってはデジタルを上手に活用することで、行政サービスを豊かにしていくことができる。

○野田大臣 そうですね。やっぱり居ながらにして色々な手続きができるというのがデジタルの強みでして、先ほどの病児に戻るのですが、やっぱりそういう子供を抱えたお母さんがいちいち役場の窓口に行くというのは本当に大変なこと、普通の人も嫌でしょ。平日だから有給を取ったりとかしなきゃいけない中、家で子供を24時間365日看ている人

にとって、そういうところに行くというのは、そもそも不可能に近いということを要求されている。でもデジタルによってオンラインで、例えば子供の面倒を見てくれる施設はないかなと検索した時に、子供の状態と市町村がアップされているリストとのマッチングアプリなんかがあれば、そこに人手は要らなくなるし、そこでもダイレクトなやりとりができる。そういうことで、不自由な人、不便を感じている人、そういう人達に何ができるかと考えると、それよりも感じてない人はもっと便利になる。そんなことを考えている。

○勢一氏 内閣府の方では、提案募集に関わる地方への支援というのを続けておられると思いますけれども、大臣のお言葉でぜひどのようなことをされているのか、ご紹介いただければ。

○野田大臣 まず職員を研修講師として派遣をします。地方分権改革とか提案募集方式によって何が解決されて、どう住民サービスが良くなるかというようなことについての議論とか、実践的な研修をして提供するというのもやっていたり、あとはもうウェブ会議なんか、今コロナ禍でなかなか行き来ができないですし、ウェブ等で支援しています。あとは、皆さんが取り組んだ成果をお見せするハンドブックを配布しています。さっきもなかなか提案できない小さな自治体があると言っていましたけれども、そういうところもパラパラとハンドブックなりホームページを見ながら、「これうちでもいいかも」というような気づきになっていただいて、ためらわずに、何となくどうしても「こんなこと駄目だよ」と不安もあるかと思います。国、行政の人達に「何言ってるんだ」と言われる、そういう気持ちがあるかもしれませんが、ここは少なくとも、そんなところではありません。気楽に提案をしてもらって、それがこの国を大きく変えるスタートになるかもしれないので、勇気も要りません。気楽に私達に問い合わせいただければと思います。勢一さんが待っています。そういうことです。

○勢一氏 ありがとうございます。本当に心強いお言葉をいただいて、ありがとうございます。やっぱり初めて提案をする団体というのは、特に、どうやって提案をしたらいいんだろうと悩むと思うんですね。内閣府がやっている取組としては、事前相談、いきなり提案を出すのではなくて、その前段階で相談を受け付けています。その点について大臣いかがでしょう。

○野田大臣 積極的に躊躇うことなく、私もそうですけど、みんな知ってるつもりでも、やっぱりそれぞれの地方の独自性とか、それぞれの地方が抱えた困難を乗り越える知恵とかは様々なんですね。だからぜひ思ったこと、気づいたことは、地方自治体の中で男女問わず、年齢問わず、障害の有無問わず、どんどん、まずは役場かな。そういうところに役場の人もダメかもしれないという訳ではなく、まずは事前相談を試みよう。心優しき

内閣府のこの地方分権の仲間達が受け止めてくれて、さっき話しがあった調査員の、それこそ全国から来てくれている人達が自分のことと思って、調査研究を行ってくれて、そして公平中立な部会でプロセスが進むと。凄いアドベンチャーだと思って取り組んでいただければと思います。

○勢一氏 調査員のことにもアピールしていただいたので、自治体の方も心強いと思います。ありがとうございます。

それではお時間となりましたので、インタビューはこれで終了にさせていただきます。

○野田大臣 勢一さんのおかげで色んな話ができよかったです。とにかく地方分権に関しては私も欲張りですし、これを視ていただいた皆さんも欲張りになっていただいて、色んな提案を私達のところへ寄せていただけることを心から期待しています。ありがとうございました。

○司会 皆様、いかがだったでしょうか。

大臣の地方分権に対する想い、提案をいただく地方公共団体の皆様へのメッセージ、重点募集テーマである「計画策定」や「デジタル」などについて、大臣の熱い想いを感じていただけたのではないかと思います。

続いてのプログラムです。

講師の寺本英仁様について御紹介させていただきます。

寺本様は、1971年に島根県でお生まれになり、1994年に東京農業大学をご卒業された後、島根県石見町役場、現在の邑南町役場に入庁されました。その後、地域おこしのトップランナーとして注目され、2016年にはNHKの「プロフェッショナル仕事の流儀」でスーパー公務員として紹介されるなど、テレビや新聞で取り上げられています。ご自身の経験をまとめた、本日の演題と同じ「ビレッジプライド」というタイトルの著書なども出版されています。本日は、「ビレッジプライド、邑南町での地域課題への取組」という演題でご講演をいただきます。

こちらのご講演も、事前に邑南町で撮影したものになります。どうぞご覧ください。

■ 講演

「ビレッジプライド～邑南町での地域課題への取組～」

寺本 英仁 邑南町役場商工観光課 課長

皆さん、こんにちは。今日は邑南町、めちゃくちゃ雪降っている中で、撮影に来ていただいて本当にありがとうございます。少しでも、皆さんの為になるお話ができればなと思っています。

まず、この2年間、非常に私も含めてなかなか動きづらい時期だったんじゃないかなと思います。コロナ感染ということが蔓延をしていく中で、皆さんどんなふうにご覧されているのかなと。恐らくですね、こういったシンポジウムも2年前だったら、たぶん、東京の会場に集まって、皆さんとお話ができたんじゃないかな、というふうに思います。こうやって、録画をしてシンポジウムをオンラインでやると思うですけども、そういった新しい形の講演会にもなってきたりとかして、時代はかなり移り変わって来てるのかなと。本当にリアルに皆さんと顔が見えてですね、お話ができるというのも非常に素晴らしいなと思っていますし、いつかそういう時代が来ればいいなと思っているんですけど、このオンラインもあんまり悪い感じではないなと私は思っています。本当は東京に行かないと聞けない話であったとしても、こうやってオンラインだと、自分の住んでいる町であまり労をせず講演会に参加できるとか、そういった面では悪いことばかりではないな、というふうに思っています。

ちょっとコロナの話を最初にしたいなと思うんですけども、まあこのコロナというのは、よくわかんない、というのが私は今本当に思っています。風邪といえば、風邪ですし、本当に今のインフルエンザ以上ですね、感染症と言えは感染症なんでしょうけれども、この病気というか感染症が大きく経済に影響しているのは間違いないじゃないかなと思います。特に、飲食店とか観光業をやられている皆さんにとっては、非常にこの2年間というのは、辛いというか大変な2年間だったんじゃないかなと思います。逆に、私が今公務員なんですけれども、公務員の私はあんまり行動を制限されるというデメリットはありましたけれども、経済的にデメリットがあったかという点、若干人事院勧告とかで給料は下がっているけれども、そんなにデメリットを2年間感じなかったなみたいな感じで。国民の中には非常に大変だと思われた方と、いやそうでもないね、という感じの方もいるんじゃないかなと。特にこのコロナで全部が悪くなったと私は思わなくて、例えば今、オンラインネットショップ、こういった事業が、めちゃくちゃ今伸びているんじゃないかなと。私自体も町に出かけなくなって、ショッピングするのは結構オンラインが増えているな、なんていうふうに思ったら、このオンラインに影響を受けるのが、宅配の事業者さん。こういった事業者さんも結構忙しそうにしている。だから業種別に見ると激しい経済の動向があったりとかして、儲かっているところは儲かっている。儲からないところは最悪、みたいなところになっているのかなと。トータルバランスからすると日本経済はあんまり影

響がなくて、ちょっと良くなっているんじゃないかというような状況にあるということになってる。本当に誰が一番ですね、苦しんでいるのかとういこと、やっぱり、さっき言ったような飲食とか観光といった、人と人が会うことをビジネスとしてきた業種の方が、非常にご苦労されているんじゃないかと思っています。

邑南町も、10年前から私はA級グルメという取り組みをやってきていまして。このA級グルメって何かというと、10年前B級グルメが、もの凄い全盛期で町おこしのトップランナーだというふうに言われたことがあったんですけれども。まあちょっとですね、邑南町B級グルメってやっちゃうと後発組になるんじゃないのかなと、私当時思ったんですね。じゃあ、言葉の反対を返してA級というふうにして、町づくりをやっていこうと思って。基本的には、食を中心とした町づくりをやっていこうと、A級グルメというのを始めたんですけど。

食をですね、町づくりにするのは、今思うと、非常にいいなと思います。芸術とか、教育とか色んな切り口から町おこししてできると思うんですけれども、食っていうのは、食べたことがない人っていうのは、人類ではいないですよ。だいたい皆さん、2食か3食食べます。ということは、食べることに對しては、みんな共通の興味が一樣にあるとすると、食を町おこしのテーマにしていくというのは、非常にいい戦略じゃないのかなと思う訳ですよ。その中で、BよりAというところで、やっていった訳なんですけれども。何をもってA級かといいますと、A級グルメ構想というのは平成23年に邑南町に作った訳なんですけれども、そこのコンセプトになるのが、ここでしか味わえない食や体験ということ、キーワードに事業を始めてきました。ここでしか味わえない、邑南町でしか味わえない食や体験をしてもらうということがどういうことなのか、これは本当に苦労して苦労して考え付いたキーワードなんですね、実は。本当はその前に、ちょうど合併、平成16年ぐらいですか、平成の大合併があったんですけれども、その頃はですね、人口が減っていくと、邑南町の。そうすると地域経済が成り立たなくなっていくということが、非常に危惧された訳ですよ。どうやって、地域経済を成り立たせていくのかということ、今ある邑南町の地域資源を都会に売りに行こうという発想になった訳ですよ。ちょうど、その頃、宮崎県の東国原知事、今のそのまんま東さんですね。あれも僕、強烈的なインパクトあったんですけれども。東京で宮崎県のマンゴーとか宮崎牛とかね。そういった産物をスーパーやデパートで、トップセールスされてましたよね。東京に物を売りに行こうというのが、宮崎県を筆頭に各自自治体が競争するようになってきた訳ですよ。邑南町も、これは負けては行かないと思って、邑南町の特産品、例えばお米とか、石見和牛とか、そういったものを東京に持って行って販売をしようと考えたんです。人口が少なくなったら、少なくなった分、外からお金を持って来ようと。今あんまり聞かないですけど、「外貨獲得」といった言葉を非常によく耳に当時してたんじゃないかなというふうに思います。その中で、外貨を獲得していくためにですね、東京に行って色々やっただんですけど、結局上手くいかなかったんですよ。上手くいかなかったポイントとして、私は2つあると思います。1つは、人、物、金を地

域で回そうとかよく言うんですけども、外に物を売りに行くと、人、物、金は逆に取られていっちゃいますね。これはどういうことかといいますと、例えばブルーベリーのジャムを販売しようと思っても、ビニール袋にジャムを詰めていく訳にはいかないのです、ある程度瓶に詰めて、瓶にパッケージをしていかないといけない訳ですよ。このパッケージにデザイン費がかかる訳ですよ。このデザイン費、地元でデザインしてくれる人いないので、やっぱり東京のデザイナーに頼む訳ですよ。そうするとですね、デザイン費が当時ね、私はこんなに高いものだと思わなかったんですけども、30万くらいいいデザイナーにお願いするとかかる訳ですよ。30万のパッケージを瓶に貼って持っていく訳ですよ。30万のデザイン費の元を取ろうと思ったら、何個売らないといけないのかと。なかなか東京のデパートに行っても、30万のデザイン費の元を取れるほど売れない訳ですよ。ということは、東京の有名なスーパーに、伊勢丹に持って行った、三越に持って行ったと喜んで結局、売れた以上に経費が掛かっているんですよ。ですから、都会に物を売りに行こうとすると、逆に経費ばかりかかっちゃう。これは1つの問題点じゃないのかなと思います。お金を稼ごうと思うとお金を取られちゃう。これが、地方と都市の1つの悲しい今の流通の性になっちゃってるんですよ。

もう1つは物量の問題ですね。石見和牛という邑南町で未経産の2年8カ月で育てた非常にいい和牛がある訳ですよ。これが売りが200頭限定なんですよ、年間生産。これを売りに、東京の一流ホテルに持っていった訳ですよ。そしたら、非常にシェフの方が味がいいと褒めてくれた訳ですよ。うれしかったですけどね。「これをレギュラー商品するのは、定番にするのはちょっと時間がかかるから、スポット的においてみない」と言われたんですよ。「いいですよ」と話をした訳ですよ。取りあえず、2週間のスポットでホテルのフェアをやるということで、石見和牛を送るということになった訳ですよ。そのときは、みんな町民は喜んだんですよ。石見和牛が一流ホテルで使えるんだ、使ってもらえるんだと。結局喜んで、発注内容を見たらですね、ヒレ肉とサーロインっていう石見和牛、牛肉の中で一番いい部位ですね。ヒレ肉はちなみに4キロ。サーロインは20キロしか牛の体から取れないのですよ。牛って大きいですからですね。100キロぐらい肉が残る訳ですよ。注文内容は一番いいヒレ肉とサーロインしか注文してくれないんですよ。それを2週間で、発注がびっくりしましたね、200頭分のヒレ肉とサーロインを持ってきてくれと。これはですね、毎月ね、今月は4頭屠殺して、来月はお正月だからたくさん売れるから10頭屠殺だね、みたいなことをやってる町では、2週間で200頭分のヒレ肉とサーロインを持ってきてくれと言われても対応できない訳ですよ。ということは何が言いたいかというと、邑南町で一番の特産品と言われている、量もかなりある、売上もかなりある石見和牛もですね、東京の胃袋を満たすのに2週間も無理っていう、発注が。おまけにですね、残された部位は、自分で売らないといけないと。これは結構致命的ですよ。ということは、1万人くらいの小さな町ではなかなか東京で物を売っていくということは難しいということになってしまう訳ですよ。それよりは本当に東京とか、海外に農産物を売っていくと

思ったら、県単位でしっかりブランディングしてやっていく必要がある訳で、町の特産品というのは、非常に都市に売っていくのが難しいと。じゃあ、どうやってですね、そんなこと言っても、どうしようもないから町が潰れるしかないわという訳にはいかないんで、どうしようかなといったときに、やっぱりここでしか食べれない食や体験ということで。逆に、そんなに希少なものであるならば、邑南町に食べに来てもらうという逆転の発想をした訳ですよ。逆転の発想をするのに、食べに来てもらうんだったら、やっぱりレストランがいるよねって思った訳ですよ。レストランがいるけれども、当時 10 年前は、20 店舗ちょっとあるかなという感じですね邑南町のレストランがですね。なかなかですね、地元のものを地元のレストランが、使っていない、正直悲しいかな、あった訳ですよ。よく「何で地元の物を使わないですか」って聞くとですね、地元の物は高いとかですね、あと、何時お客さんが来るかわかんないから腐っちゃうと。それだったら、結構レトルト食品を、カレーにしても、チャーハンにしても、ハンバーグにしても非常においしいものが当時からある訳ですよ。「これを出した方が、安定的にお客さんに喜んで貰える」とレストランの方は言うんですよ。これも、逆にさっきの話と被るんですけども、飲食店も都会から食材を買ってる訳ですよ。なんで、農産物がいっぱいあるのに、レトルト食品を東京から買わないといけないのって。またお金を取られてるっていう話ですよ。本当ですね、地方創生ってよく言いますが、頑張れば頑張るほど、都会にお金が取られてしまうシステムになっちゃう訳ですよ。お金だけじゃないですよ、当時に邑南町って、結構僕もそうなんですけれども、子供の頃は特にそうだったんですよ。親が言ってましたね。「勉強をしないといい大学に入れないし、いい会社に入れないよ」と。邑南町におらんといけんようになるって、よく言われてましたよね。だから、邑南町にいやいやいけんようになって思いますよね。勉強して、4 年大学に行って東京の会社に入ったら幸せなんだっていうふうに、思わせるような両親もいたり、学校の教育も恐らくそんな感じだったのかなと思います。そうするとですね、お金だけじゃなくて人も逃げちゃう訳ですよ。よく地域に行って色々な人から聞くと、「この町には何にもない」って、みんなは言うんですよ。何にもない訳じゃなくて、自ら何にも無くしてるんじゃないかなと私は思ってて。高齢化が進むにつれて、自分達が何か起こさないといけないと、自分ごととしてですね、地域を盛り上げていかない気がだんだんなくなってきてるんじゃないかなというふうに思ってます。邑南町も高齢化率 44% くらいですか、44% ってすごいですよ。65 歳以上の人が 100 人いれば、44 人が 65 歳以上ってことですから、かなりの高確率ですよ。でもね、コロナになったときには非常に凄いなと思ったのが、さっき公務員は年金が落ちないと言いましたけど、邑南町もほぼ年金受給者なので、生活の基盤がほぼ年金でできている訳ですから、あんまりですね景気に左右されないという強みがある訳ですよ。よくベーシックインカムっていうね、僕もベーシックインカムしたらいいんじゃないのかななんて、コロナのとき初め言われたんですけども、日本の地方はですね高齢化率が 4 割、5 割いくとですね、ほぼベーシックインカム化しているんで、あんまり心配する必要がないんですよ。心配

なのは都会だけなんですよね。若い人がいっぱいいる。

そういうことですね、何とかレストランも、ちょっと話が逸れたのですけれども、地元のものを出して貰えるようにしていかないといけないなと思った訳ですけれども、なかなか、今の飲食店を回って話をするとですね、地産地消という雰囲気には当時ならなかったなど。当時、じゃあどうすればいいのかと、じゃあそれも考えた本人の私がやるしかないということで、私は役場の職員なので、町で自分が東京へ色々営業に行ってみた時に見たあの凄いホテルのレストランとか、町の中にあるイタリアレストラン、フランスレストランのようなものを邑南町に作ったら、食材は素晴らしい訳ですからたくさんの方が来てくれるんじゃないかなというふうに、淡い皮算用をした訳ですよ。じゃあやってみようということで、町長がやってみようということになりました、当時 10 年前ですか、町営のレストラン、観光協会が実質やっていたんですけれども観光協会の会長が町長で、私が常務理事だったということで、ほぼ町が主体となってやっているレストランを、当時の名前が「素材香房 ajikura」っていう名前ですね。ajikura というのは、酒蔵なんです。この酒蔵を和モダン風にして、イタリアンレストランを作って、当時、「ランチの客単価が 5,000 円から 1 万円という銀座のランチよりも高いんじゃない。」と言われたんですけれども、そう言った高い価格帯で、東京から私が一生懸命シェフを呼び寄せて始めたんですね。イタリアンレストランは料理人さえいればいいと思ったんですけど、料理人だけではなかなか難しく、それに合ったワインを出すソムリエとかデザートをやるパティシエとか、そういった色々な人材がいる訳ですよ。そういった人達も、一生懸命スカウトして何とかレストランが出来てですね。価格帯は高く、地元の物を使う。これが当時めちゃめちゃ流行ったんですよ。これはいいなと思って、味を占めた訳ですけれども、僕ちょっとこれをやり始めて思ったのは、ただ邑南町に地産地消のレストランが出来たとしても、それだけで終わってしまうなど。スペインのサンセバスチャンってご存じですか。食の町づくりって、たくさんのレストランのシェフがその町に集まって、その農産物を使っていくというような取り組みをしている町があるんですけれども、そういったふうに 1 軒トップレストランだけじゃなくて、トップレストランを軸にたくさんのレストランが出来ていく仕組みを作っていくといけないなということで「耕すシェフ」っていう、ちょうどその時、総務省で地域おこし協力隊という制度がありましたんで、その制度を使って 3 年間、この ajikura で研修ができますよ、ということで、呼び掛けをした訳ですよ。たくさんの研修生がこの 10 年間で来てくれて、今 50 人くらい受け入れをしたんですかね。10 店舗、この方達が起業してくれて、今飲食店が約 60 店舗ぐらまで増えて、実際本当にたくさんの食の町っていうふうになってきたんじゃないかなと思います。その中で、飲食店が若いシェフ達がやってくると農家が元気になる訳ですよ。今までは JA に出していただけだったものが、自分が作ったものを自分の地元のお店で使ってもらえる。そして、直に「おいしいね」っていうことがお客さんから聞こえる。シェフからは、こんなものを作ってほしいという話が出る。そうすると、農家の方が凄く元気になる訳ですよ。自分達で町づ

くりをやってみたいなという気持ちにもなってくる訳ですよ。昔でいうと、「この町にいてもしょうがないから都会に行けよ」って言った方達が、自分の作ってる野菜は凄いいいよとか、おいしいって言われたっていうのは本当に自分のプライドになってくる訳ですよ。これを僕は「ビレッジプライド」と言ってる訳ですけども、何を言いたいかというのと、やっぱり今時、「外から人を呼んで町を変えるんだ」という自治体とか考え方もたくさんあると思いますけれども、僕はそれも1つの手だと思いますが、その方達に来て、やっぱりそこに元々住んでいる人達がやっぱり元気を取り戻していく。主役はそこに住んでいる人達なんだということが非常に大事じゃないかなと思います。

アフターコロナが何時来るか分からないですけども、やっぱり、今までと町づくりっていうやり方がかなり変わってくるんじゃないかなって思います。今までのやり方は、国から補助金をもらって、その補助金を自治体が地域に分配をするという形だったんじゃないのかなというふうに思うんですけども、やはり日本はですね、さっき言ったように地方中心に高齢化して年金受給者がもの凄く増えている訳ですよ。そうなってくると国の財源も限りがある訳ですよ。財源も限りがあると行政に地方交付金として、お金がだんだんと回せなくなってきたんじゃないかなと。だけど、年金の受給者が増えてくると地域がそんなに貧乏になってるかというのと、私は貧乏になっていないと思うんですよ。それはさっき言った年金受給者が増えて、地方銀行には結構貯蓄高は貯まっている訳ですよ。何が言いたいかというのと、そのお金、私は使うべきだと思うんですよ。だけれども、2,000万ないとなんか安心して老後暮らせないよって言われるとですね、みんな使いたくないと思って、お金を貯蓄しちゃう訳ですよ。そうすると、最後には、死んじゃう訳ですから。死んじゃったら、都会の息子達に行くから、地銀から都銀へ流れて行って、最後に地方は衰退していくと。それを防ぐ一歩手前だと思うんですよ。それを防ぐためには、地域の人達が、自らの課題を自らがお金を出して、自らビジネスを作って構築してやっていくということが大事じゃないかなと思います。

私が、これから可能性があるのは「地域商社」じゃないのかと思ってるんですよ。地域商社というの、今は道の駅とか、ふるさと納税とかで、ネットショップとかで地域の物を外に売りにいくようなイメージが非常に強いと思うんですけども、私が考えている地域商社というのは、地域の課題をビジネスとして解決していくと。これが地域商社の役割じゃないのかと。そこに参画している社員は地域の人でなければならないと思ってるんですよ。

今日はですね、紹介したいのは「ビレッジプライド邑南」という商社、邑南町にある商社を紹介したいと思います。この商社はですね、非常に地域の課題をビジネスとして、地域の方が社員となってやってる訳ですよ。例えば、どんなことをやってるかというのと、まず ajikura に継いで、2号店といいますかA級グルメのレストランをやったりとか、あとはふるさと納税。ふるさと納税も東京の委託会社に商品開発や発送を任せてたものを地域で商品開発や発送をやるようになったんですね。これによって、5年前くらいまでは

2,000 万しかふるさと納税なかったんですけれども、今年度地域の地域商社に任せたら 1 億 7,000 万くらいふるさと納税出ている訳ですよ。そういうことは、在り来たりに予想ができると思いますけれども、そこからどんどん展開していくとですね、例えば、農業ができなくなったら、この地域商社で和牛の放牧をやったり野菜を作ったりしてる訳ですよ。あとはスーパー、この地域商社ビレッジプライドは邑南町でも一番人口の少ない地域でできた会社なんです。そこでは、買い物すらも成り立たなくなってスーパーも撤退し始めたんですよ。そのスーパーを地域商社で運営してやっていると。そして高齢化率も 50 パーセントを超えていますから、なかなかスーパーにすら買い物にも行けない方が出てくると、その方達に対して、移動販売車で販売をしていくことを考えたりとかですね。

レストラン香夢里という A 級グルメのレストランがありますけれど、そのレストランで、ただ都会のお客さんに食事を振る舞うだけではなくて、地域の高齢者に配食サービス、お弁当を届けるようなこともやり始めてきてるんですよ。こうやって地域の人が困っていることを、お金を地域の方がもらってビジネスをしていくってことが非常に大事、なんて思います。

こういうことをやって私は凄いなと思ったのは、県立矢上高校って行って、なかなか、この地域で県立高校を維持するのは難しくて、邑南町も大変な状況で、なかなか生徒が集まらなかった訳ですけども、今ですね、東京、大阪全国から A 級グルメの取り組みを、高校野球も強くなってきてですね、やりたいということで 100 名を超える寮生が来てる訳ですよ。その寮生に対しても、このビレッジプライドが寮の食事を提供したりしてる訳ですよ。この寮の食事は基本的には地元の農産物を使って、地元の料理人が提供していくと。こういうふうを考えていくと、最初はレストランだけで始まった A 級グルメという取り組みが、食をテーマにしていくと、福祉、医療、教育、こういったことに全てにおいて、町づくりの核となっていくことができる訳ですよ。

今、この地域商社ビレッジプライドは 5 年になって、最初は 3 人くらいの正職員だったんですけども、今は 13 名の正職員、そしてパートの方を合わせてみると 50 名くらいの方が、働いている。ということは地域で雇用も生んでいる訳ですよ。自分達の課題を自分達が仕事をしてお金をもらうことで解決していくってことは、非常に、私は生きている意味とか価値というものを感じてこれるんじゃないかなと。それが、私は本質の地方創生ではないのかと。今まではお国に頼れば、県に頼れば、町に頼れば、何とかやってくれる、何とかなるって言われていたのが、そうはもういなくなってる訳ですよ、私はもっと地域の自治、私はこれをローカルガバナンスと言っているのですけれども、もう少し行政に頼らない地域のガバナンスを強くすることによって、そして頼らなければいけないところは、行政に頼っていく。これが本当ですね官民協働の町づくりっていうふうになってくるんじゃないのかと。私は行政の出身なので、行政はある程度のことはやってきてると思います。今足りないのは地域の自立だというふうに私は感じます。一つ一つの地域がもう少し、小学校単位、公民館単位の地域で、しっかり地域づくりをやっていって、地域づくり

だけじゃなくて、ビジネスで自分達の地域を解決していく。こういった社会が、今後アフターコロナの中で目指していくものではないのかなというふうに思います。

今日はどうもありがとうございました。

○司会 寺本様の邑南町におけるご経験を踏まえて、地域おこしのために「都会に物を売りに行こうとすると、却って経費がかかってしまい、地方から都会へどんどんお金が流れていってしまう。」そうならないためには、「地域の自治・自立を強めて、地域の人が自らの課題を解決するために、自らお金を出して自らビジネスを構築していくことが大切。」というお話しでした。皆様、ご参考となりましたでしょうか。

続いてのプログラムです。

講師の小田切徳美様について御紹介させていただきます。

小田切先生は、東京大学大学院博士課程で学ばれた後、高崎経済大学経済学部助教授、東京大学大学院助教授を経て、2006年から現在の明治大学農学部教授、同大学大学院農学研究科長をされております。ご専門は、農村政策論、地域ガバナンス論で、日本地域政策学会の会長、国土交通省の国土審議会の委員や総務省の過疎問題懇談会の座長などを兼務され、農山村をはじめとする地域再生の実践や政策について具体的な提言を行っていらっしゃいます。農山村の地域再生に関する著書や論文を多数、出されています。

本日は、「地方創生の課題、農村実践からの提案」という演題でご講演をいただきます。

こちらのご講演も、事前に撮影したものになります。

どうぞご覧ください。

■ 講演

「地方創生の課題～農村実践からの提案～」

小田切 徳美 明治大学大学院農学研究科長 教授

皆さんこんにちは。明治大学の小田切でございます。今日は「地方創生の課題～農村実践からの提案～」というお話をさせていただきます。この農村の中には、山村や漁村を含みます。あるいは地方都市の一部を含む、そんなふうに理解していただく、幅広くお聞きいただきたいと思います。まず地域で何が起きているのか、そんな話をさせていただきます。

たいと思います。

しばしば私は、人・土地・ムラの3つの空洞化というお話をさせていただきます。「人の空洞化」は1960年代中頃から発しました。そして「土地の空洞化」は1980年代中頃、「ムラの空洞化」は1990年代初頭、この3つの空洞化が、それぞれ重層化して今に至っている、それではこの「人の空洞化」はなんでしょうか。一言で言えば「過疎化」です。当時過疎という言葉が新たに使われ始めました。そして「土地の空洞化」はより正確に言えば、土地利用の空洞化です。いわゆる中山間地域問題、そんな議論がされたのはこの時でありまして、耕作放棄の問題などが議論になりました。そして3番目は、「ムラの空洞化」です。集落機能の脆弱化、これが議論になって、限界集落などという言葉が生まれたのが1990年代初頭です。過疎・中山間地域・限界集落、実はこれはそれぞれ造語です。新たな現象のもとにおいて、新しい言葉が行政や研究者によって作られた、そんなふうに考えていただきたいと思います。この図の中には、一番下に「誇りの空洞化」という言葉もあります。あとでまた少しお話をしてみたいと思いますが、この「誇りの空洞化」が様々な問題の基底になっている、そんなふうに考えることができます。

さて、こういう状況に対して人々はどのような対応をしていたのでしょうか。もちろん手をこまねいていた訳ではありません。ここで発していたのが地域づくりという営みです。それでは地域づくりとは何でしょうか。これはなかなか難しいのですが、早稲田大学にいらっしゃいました地理学の宮内先生が、今から20年以上前、次のような定義をしております。「『山村とは、非常に少ない数の人間が広大な空間を面倒みている地域社会である』という発想を出発点に置き、少ない数の人間が山村空間をどのように使えば、そこに次の世代に支持される暮らしが生み出し得るのかを、追求するしかない。これは多数の論理の上に成り立っている都市社会とは別の仕組みを持つ、いわば先進的な少数社会を、あらゆる機動力を駆使してつくり上げることには他ならない」、これを地域づくりと呼んでいます。

「より少ない数の人間が山村空間を使えば、そこに次の世代にも支持される暮らしを生み出し得るのか」、この部分が大変重要になります。実は山村部、農村部は、そもそも人口密度が少ない地域だ、というふうに考える必要があります。しばしば「過疎化が進んだから人口密度が少ない」、そんなふうな発想をしまいがちですが、決してそうではありません。そもそも農業や林業という土地利用型の産業を主に営んでいた、そのことによって人口密度が少ない、だからこそ集落という仕組みを作りながら社会を維持してきたことになります。人口がより少なくなったとすれば、そこに新しい仕組みをどのように作っていくのか、これが地域づくりだという考え方です。つまり地域づくりというのは、地域の新しい仕組みをつくる、そして先進的な少数社会をつくる、これこそが地域づくりだ、こんなふうに考えてみたいと思います。この点につきまして、昨年成立しました新過疎法において過疎問題懇談会、これは総務省の懇談会ですが、新しい過疎地域のあり方として、多自然型低密度居住地域という提言をしております。多自然でありながら、そこに低密度に人々が居住していく仕組みを支えていく、これが新しい過疎法の中心的な概念であると考えて

もよろしいのではないのでしょうか。

この地域づくりですが、そこには3つの原則があります。内発性、多様性、革新性です。内発性は、地域の想いと力で、つまり決して外来型ではない地域と思いと自らの力でその地域を支えていく、そして多様性は、地域なりにそういう意味では地域づくりという営みは極めて多様です。そして革新性は、今までと違う方法でそのことによって新しい方法を使うことによって地域を支えていくということになります。そのために私達は、この地域づくりにつつまして、regeneration、地域再生という言葉を使っています。しばしばrevitalization という英訳もありますが、そうではなく、むしろ地域を作り直していく、ここにポイントがあるんだらうと思います。

この地域づくりにつつましては、実は3つの要素が浮かびあがってきます。各地の実践などを見ながら、どのような共通項があるかというふうにと考えると、暮らしのモノサシづくり、暮らしの仕組みづくり、カネと循環づくり、こんな要素が浮かび上がってきます。もちろん地域で使われている言葉は様々ですが、それを抽象化するとこんなふうに表示できるかもしれません。暮らしのモノサシづくりとは、一言でいえば主体づくりです。さきほど「誇りの空洞化」という言葉を使いました。地域に住み続ける意味や意義を見出しかねている、そんな実態が地域の中に時々見ることができます。そうではなく、そこに住み続けていくような価値観、一言でいえば暮らしのモノサシづくりをつくっていく、そんなことが重要になってきている。そしてそれを持っている人々がまさに人材であります。一方では、そういう人材を地域の基盤をつくって支えていく、つまりコミュニティの中でその足場をつくっていくということが重要となります。この図の中では、時計の9時の方向から、暮らしの仕組みづくり、という矢印がでています。つまり暮らしのモノサシをこのコミュニティをつくることによって支えていく、そういった人材をコミュニティごと支えていく、こんな考え方が必要になってきます。そして、一方では時計の3時の報告から、カネと循環づくりという矢印が出ております。これは条件づくりというふうに書いてありますが、持続可能な条件をどのように作っていくのか、そのためにはやはり経済的な活動が必要になってきます。仕事を作ることが重要になってきます。つまり暮らしのモノサシづくりで人材、暮らしの仕組みづくりでコミュニティ、そして、カネとその循環づくりで仕事、これを作り上げて一体的に推進していく。これこそがまさに地域づくりだということになります。

今申し上げました、この3つの要素と地方創生とはどんな関係にあるのでしょうか。地方創生は、2014年11月に地方創生法ができることによって正式に始まりました。しかし、地域づくりは、1990年代から進んでおります。さきほどの3つの要素とこの地方創生、改めて対照してみると次のようなことがわかります。地方創生は、まち・ひと・しごと創生、これが正式な名称です。この地方創生法の中には、「ひと」というのは、地域社会を担う個性豊かな多様な人材の確保ということが言われております。重要なことは、この「ひと」は人材であって人口ではないことです。地域社会を担う個性豊かで多様な人材をどのよう

に作り出していくのか、地方創生の第一歩だというふうに考えてください。そして「まち」はコミュニティです。国民一人一人が夢や希望をもち潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地位社会の形成、これが「まち」というふうに位置付けられています。そして、「しごと」は地域における魅力ある多様な就業の機会の創生、というふうに言われております。さきほどの地域づくりの3つの要素と実はぴったりと一致しているというふうに考えることはできませんでしょうか。そういう意味では、農山村で始まった地域づくりと地方創生というのは、ほぼ重なるというふうに考えていただいて構わないと思います。別の言葉で言えば、地方創生とは、人材創生、コミュニティ創生、しごと創生、これをまさに一体的に進めることだ、そんなふうにと考えることができる訳であります。

さて、この3つの要素について一つ一つお話したいところですか、今日は時間の関係もあって、人材創生についてお話してみたいと思います。この人材とは一体何を意味しているのでしょうか。さきほど、暮らしのモノサシづくりを持っている人と、そんなふうの説明しましたが、もっとわかりやすく言えば、実は当事者意識を持っている人々だと理解することができます。全ては当事者意識から始まる、地方創生、地域づくりが盛んに行われている自治体からの発信です。このためには、実は様々な試みが行われてきました。古くからは公民館活動です。社会教育の公民館活動は、色んなパターンがありますが、古くから行われている公民館活動、これはまさに、地域の当事者意識、あるいは人材をつくる、そんなことに注力されていたのではないのでしょうか。そして少し前からはワークショップが行われております。ワークショップは最終的には計画をつくる、そんなことが目的とされておりますが、それ以前にはやはり人材を発掘していく、人材をつくりあげていく、そんなことが目的となっています。そして、都市農村交流も実は人材づくり活動のひとつの営みということが出来ます。私達は、しばしば、交流の鏡効果と言っています。つまり都市部から農山村へ来る人々が例えば、子供が来ることによって「おばあちゃん、この料理おいしいね」その一言で、おばあちゃんが元気になった、つまりあたかも鏡のように地域の食材や食文化、もっといえば地域の資源を映し出している、それが交流の鏡効果であります。そういう意味で、当事者意識や人材をつくるという機能が都市農村交流の中には存在していると思います。最も新しい人材づくりは高校魅力化です。高校生の地域参加というのが地域の中で課題となっておりますが、まさにそれを実現するのは高校魅力化であります。あるいは教育面で言えば子ども農山漁村プロジェクト、さきほど「おじいちゃんおばあちゃんこの料理おいしいね」という話をしましたが、子供が地域の中に入り込むことによって、そして新しい資源や食材や食文化を発掘する、この子ども農山漁村プロジェクト。これもまた人材づくりのひとつの新しい要素だというふうに考えることができます。こんな様々な人材づくりの営みが行われていました。しかし、いずれも速攻の薬ではありません。地域づくりが地道な積み重ねが必要であるというのが、実はここに原因と理由があります。地域づくりに時間がかかる、このことを私達はしっかりと考えなくてはいけないことなんだろうと思います。

以上、地域づくりの話をさせていただきましたが、実はこの地域づくりに新しい動きと
言いましょうか、別の言葉をいうと、援軍が現れております。それが、田園回帰や関係人
口です。トピックスとしてこの2つに焦点をあててみたいと思います。田園回帰という言
葉、今では当たり前になって、皆さんもご存じでしょう。都市部の特に若者が農山漁村あ
るいは地方都市に移住する、これを私達は田園回帰というふうに呼んでいます。この田園
回帰を量的に把握するというのは大変難しいことではありますが、総務省の資料から検討し
たデータが、今見ていただいている日本地図です。これは国土交通省の「ライフスタイル
と関係人口に関する懇談会」の資料から引用したもののなんですが、総務省統計局による「住
民基本台帳人口移動報告」というものがあります。この平成24年から平成30年の7年間
において一つ一つの市町村が、グレーのハッチでかけてあります三大都市圏の各市町村に
対して、そこから流入する、そこへ流出する、この両者のプラスマイナスによって流入超
過の回数が7年間の間、何回起こるのか、それを色塗りしたものであります。東京一極集
中傾向が非常に激しい中で一回でも色がついていれば大変立派な動向だということになる
訳ですが、このように見ていただくと日本全国の中で三大都市圏からむしろ人が流入して
いる、流入超過である、そんな市町村がいくつかあることに気が付きます。しかし、この
傾向がなによりもまだら傾向であるという点に注目していただきたいと思います。日本列
島を大きく見れば北海道、そして特に西日本に比較的に色が多く付いているということ
を気付いていただけるとと思います。ただそれを見ても、やはりまだら傾向、つまり決して集
中してはいないということが一つのポイントです。

少し拡大して、中四国、あるいは九州の一部を見てみたいと思います。このように凡例
で言えば、ブルーが一回、そして暖色系になるにしたがって流入超過の回数が多いとい
うことなんですが、このような形で、例えば中国地方で言えば、中国山地にぽつぽつこの
色が付いたところが見られます。今回、邑南町の話もありますが、まさに邑南町は、流入
超過が多数を占めている、多数の回数に至っている田園回帰のホットスポットとして確認
することができます。有名な海士町、離島ですが、海士町にも色がついているのを確認で
きると思います。いずれにしてもこういう形でですね、いくつかの市町村に色がついて
いるけど、しかしそれが決してそれが集中している訳ではない。我々はそれをまだら現象と
いうふうに呼んでいます。いわゆる田園回帰、移住現象はこのような形で地域的偏在傾向
が著しいということを押さえてみたいと思います。

さて、それではそういった、いわゆる田園回帰についてですね、仕事がどうなるのか。
そんなことについての論点があります。今日は詳しくお話することはしませんが、な
によりも農村部で、あるいは農山漁村部で仕事をつくっている、だからこそそこに移住者
があるということを忘れてはいけません。「こんなところに仕事などない」というふう
に言われることがしばしばあります。これは実は自治体の幹部職員や議員さんなどから
出てくる言葉ですが、こんなところに仕事がないというのは、いってみればサラリーマン
的な職業であって、むしろ仕事を作っている方々がいらっしゃる。だからこそ若者
を中心とした田

園回帰が起こっている。それでは仕事の中身は何なのか、起業であったり、あるいは継業であったり、移業であったり、そしてそれらを組み合わせた多業化であったりする訳です。この一つ一つをお話することはできませんが、例えば、継業化である。この継業化は古い仕事を新しく継ぐというそういう内容をもっています。たしかに起業に見えるものでもそれをよく見てみれば古い仕事、それを新たに再生したものだということも決して少なくはありません。これを私達は継業化というふうに呼んでおりますが、こんな実態もみることもできる訳であります。

さて、もうひとつの援軍は関係人口です。関係人口については、しばしば最近では話題となります。これも定量的に把握してみたいと思います。同様に国土交通省の「ライフスタイルと関係人口に関する懇談会」の資料からの引用であります。これは全国に15万のウェブアンケートをとって、どこの市町村に関係しているのか、人々が関係しているのかをみたものです。人口1万人あたりの関係人口として、やはり凡例に見られるようなものが、そんな色を付けております。暖色系になるにしたがって、関係している人口密度が大きい、そんなふうに理解していただきたいと思いますが、ここもまたまだら状になっていることを確認していただけたらと思います。さきほどの田園回帰とは違って西日本に顕在化しているという傾向はありません。むしろ東京首都圏の影響を受けてむしろ東日本の方に比較的色彩が強いという傾向が見られますが、しかし同様にまだら現象が生じてきている、ここもまた確認していただきたいと思います。

この関係人口をめぐる定量把握からは、実は以下のことがわかります。三大都市圏、18歳以上人口が約4,700万ありますが、そのなかで関係人口を計測すると18%、860万人もの人々が関係人口だということができます。その内訳を見ると、いわゆる直接寄与型、これは地域のプロジェクトの企画・運営、協力・支援、いってみれば地域のプロジェクトの裏方をする、プロジェクトに参加するというよりも裏方としてそれを支えるようなそういう方々が6.4%、割合としては少ないのですが、実に300万人の方が、こういう活動をしていることとなります。ただし、こういう方々が三大都市圏以外の地方部に全て関わっている訳ではありません。今回のアンケートの発見は、都市内関係人口、つまり都市の方々が、都市内部で関係人口化しているということであります。その実数は448万人ですが、逆に言えば、約400万人の方々が大都市圏から地方圏に関係人口として関わっているということがわかります。そして4番目には、実は関係人口が多発している市町村では、移住が活発化している相関関係も確認することもできています。

さて、この関係人口ですが、ここにあるような関わりの階段、こんな形で移住に移っているという先程の実態を見ることができます。この図は、縦軸に関心、横軸に関与、つまり関心という心の要素、関与という実際の行動、これを縦軸横軸に置くことによって原点付近に無関係人口がでてきます。そして45度線上の一番上に移住が出てくる。むしろこの真ん中のグレーの部分すべてが関係人口だということになります。しかし関係人口は、この階段をあたかも登るかのようにして移住に近づいているという実態認識が必要なんだと

思います。従来は無関係人口、つまり原点付近の方々に向かって「移住をしないのか」というふう呼びかけてはいなかったのでしょうか。むしろこの階段を一步ずつ上がっていただくような、あるいは、この階段の段差をバリアフリー化していく、そんな発想が移住施策には必要なのかもしれません。

一方、関係人口という概念は、「移住しない」、そういう人々だというふう捉えるそんな考え方もあります。この図でいえば、一つ一つの階段の上に座って、そこから垂直に上がっていく、決して右に移動しないという人々を指している、これがむしろ狭義の関係人口を指しています。これら多様な関係人口が存在しているということを改めて確認してみたいと思います。

さて、関係人口はいったいなぜ起こるのでしょうか。このあたりのことは実はまだ研究が十分に深められていません。ただし次の3点のことはわかります。ひとつは、若者のライフスタイルの多様化です。皆さんはアドレスホッパーなんて言葉を聞いたことあるのではないのでしょうか。あたかもバッタのように居住地を転々とする。もちろんそれが多数を占める訳ではないんですが、そんなライフスタイルが一部では見ることができます。あるいは関係人口にとっては、関わりをどのように具体化するのかということが重要なんですが、それを支えているのは、なんとと言ってもSNSです。そして関わり価値の発生、これは関係性を持つこと自体に価値が生まれている。こんなふうに説明することができるのでしょうか。もっとわかりやすくいえば、若者は、関係性をつくることに金を払う時代だ、そんな説明などもあります。こんな形で関係人口は生まれている。そんなふうに理解していただきたいと思います。

このようにして田園回帰、関係人口が生まれてきました。それでは、この田園回帰と関係人口、地域づくり、先程お話した地域づくりとはどんな関係にあるのでしょうか。実はこれが地域づくり、田園回帰、好循環を生み出している地域と、そうではない地域、そういう意味で関係しております。つまり地域づくりが盛んにおこなわれることによってさきほどの田園回帰、関係人口が起こっている。そして、田園回帰、関係人口が起こることによって、地域づくりもまた豊かになっている。こんな地域が生まれている。しかし、一方ではこういった動きが非常に弱いという地域もまた存在しております。この格差が生じているのが問題です。これを私達は、むら・むら格差というふう呼んでおります。つまり従来の都市と農村の格差ではなく、むらとむらの間に格差が生まれてしまう。そうであるために田園回帰それが盛んに起こっている現象と東京圏一極集中、本来トレードオフあるべきなんですが、そうではないということになります。

このような状況の中で、生まれてきているのが、「にぎやかな過疎」、つまりさきほどの好循環がぐるぐると生まれている、そういったところでは、にぎやかな過疎というふうにいわれる、そんな現象が生まれております。一言で言えば、人口は減少しているけれども、すなわち過疎地域だけれども、人材が集まって大変にぎやかだ、そういう地域です。色々な地域、ここに具体的に名前を挙げていますが、にぎやかな過疎が現に生まれている、そ

ういったにぎやかな過疎をどのように追求していくか、これがまさに農村実践からの提案ということになります。

にぎやかな過疎のその本質を見れば、多様なプレイヤーの交錯というふうにいうことができます。地域づくりに取り組んでいる地域住民。そして、そこで生まれている新しいコミュニティ。さらに地域で仕事をつくろうとしている移住者。何か関われないことがないかと動いている関係人口、そしてSDGsの中で、民間企業も地域とのかかわりを本格的に始めています。NPOや私達大学も地域に関わっております。こういった様々なプレイヤーが交錯している、これがにぎやかな過疎です。その特徴は人口減だけれども、地域はわいわいがやがやしている。つまり、人口減、人材増、そして人が人を呼ぶ、仕事が生み出す、さらにこれらの様々な人材がごちゃ混ぜとなっているようなそんな場が生まれている。これはまさに農村のみならず、我が国の地方のあるべき姿なんだろうと思います。いってみれば農村からの地方創生、こんなふうに考えることができるかというふうに思います。

以上のように、今日は、農村部における地方創生の話をさせていただきました。それが単に農村部だけの話ではなく、むしろこの国における地方創生の一つのモデルをつくっている。それがにぎやかな過疎であるというお話をさせていただきました。

私の話は以上で終わらせていただきます。どうもご清聴ありがとうございました。

○司会 地域で、人、土地、ムラの空洞化が重層化して起きていることに対抗する地方創生の取組みとして、地域の新しい仕組みをつくる「地域づくり」が行われてきたこと。最近では、「地域づくり」の新たな援軍として、田園回帰や関係人口の動きが好循環をもたらし「にぎやかな過疎」が生まれて、地方創生の一つのモデルとなっていることなどについてのお話しでした。

先程の寺本様の邑南町における実践事例も含まれるような、農村における地方創生を成功に導くための取組みについて、理論的に整理したお話しとなっていました。二つのご講演をご覧いただき、皆様も農村における地方創生についての理解を深めていただけたのではないかと思います。

これで第1部を終了します。

この後、休憩を挟んでの第二部では、地域課題を解決する「提案募集方式について」ご紹介させていただきます。

第2部は、15時15分から開始させていただきます。

よろしく願いいたします。

(休憩)

【第二部】

○司会 皆様お待たせいたしました。それでは第2部を始めさせていただきます。

第2部は、内閣府地方分権改革推進室の方々をお迎えして、お送りしていきます。

それでは、吉添参事官、本日は、よろしくお願いいたします。

○吉添参事官 内閣府地方分権改革推進室の吉添でございます。よろしくお願いいたします。

第1部では、野田大臣のインタビューの後、寺本さんと小田切先生に、地方創生の実践経験や現状と課題についてご講演いただきました。

地方創生など地域住民のための施策は、住民の皆様や自治体が自らの発想と創意工夫で課題解決をしながら進めていくものですが、「地方分権改革」は、そのための基盤となるものです。

そのため、これまで、政府では、「住民に身近な行政はできる限り地方で」という考え方で、「地方の自主性・自立性を高めるための地方分権改革」を積み重ねてきたところです。

現在の地方分権改革においては、「提案募集方式」という取組を行っています。

○司会 その「提案募集方式」という取組とは、どのようなものなのでしょうか。

○吉添参事官 はい。ご説明いたします。

平成7年の地方分権推進法の成立以来、国が主導する形で、国と地方の役割分担の見直しを中心に地方分権改革を進めて参りました。平成26年からはこれまでの国主導の改革方式を転換し、「地方公共団体の発意」に基づき改革を推進する「提案募集方式」を導入しているところです。

「提案募集方式」とは、地域の課題を解決するために、国の制度を変える提案を地方公共団体から提出していただく取組です。

地域において、様々な課題やお困りごとがあるかと思えます。その地域の課題に向き合った時に、「国の制度で決まっているからそれはできない」とか「国の手続が多過ぎる、だから大変だ」などの壁にぶつかることがあると思えます。その地域課題を解決するのが「提案募集方式」です。

「提案募集方式」は、1年ごとのサイクルで実施しています。地域住民から届いた声を、地方公共団体などから、我々内閣府へ相談いただき、提案をしていただきます。今年も今月1日から本年の提案募集が開始されたところです。

その提出していただいた提案を、内閣府、地方公共団体、関係府省の間で議論・調整を重ね、提案の実現に向け検討していきます。実現が見込まれた提案については、年末に政

府としての対応方針を閣議決定し、これに基づいて、制度改正等を行っていきます。これにより、住民サービスの向上などが可能となります。

○司会 地方公共団体から提出された提案は、具体的にどのように検討されているのでしょうか。

○吉添参事官 はい。例年3月から6月にかけて地方公共団体から提出された提案について、内閣府に設置された「地方分権改革有識者会議」「提案募集検討専門部会」が中心となり、実現に向けた議論を行っていきます。

提案内容について、提案していただいた団体からのヒアリングなどを踏まえ、内閣府から各関係府省へ検討の要請を行います。特に重要と考えられる提案については、各制度を所管する関係府省からヒアリングを実施し、提案者側に立ち、専門部会としての視点や考え方を指摘していきます。

そういった議論・検討を経て、提案の中身を整理・充実させ、年末に対応方針の閣議決定を行いまして、必要な制度・法律改正を行っていきます。

ここで「地方分権改革有識者会議」「提案募集検討専門部会」について、ご紹介させていただきます。

まず、「地方分権改革有識者会議」です。東京大学名誉教授の神野直彦先生を中心に、野田聖子内閣府特命担当大臣も出席し、地方分権改革に関する幅広い議論をいただいているところです。

また、「提案募集検討専門部会」では、法政大学法学部教授の高橋滋先生を中心に、先程申し上げました関係府省ヒアリングなどを行い、各府省と具体的な議論をしていただいております。

○司会 ありがとうございます。

平成26年に開始しました提案募集方式も今年で9年目となりますが、これまでの取組状況について教えていただけますでしょうか。

○吉添参事官 はい。平成26年から提案募集方式を開始しましたが、これまでちょうど3,000件の提案をいただいております。

内閣府と関係府省で調整を行った1,860件のうち、残念ながら実現できなかったものも385件ございますが、1,475件、割合にして79.3%、約8割について実現するかまたは何らかの対応をしております。特に近年は、毎年の実現・対応の割合が9割程度となっているところです。

また、令和3年までに提案を行ったことのある地方公共団体の数は671団体となっております。内訳を見ますと、都道府県は47すべての団体に提案をいただいておりますが、市区

町村では全体の約 36%、その中でも町村では全体の約 24%となっています。これまで提案を行ったことのない市町村からも、ぜひ多くの提案を寄せていただければと思います。

左側の円グラフをご覧ください。提案は、単独で提出するだけでなく、複数の地方公共団体が共同で行う共同提案が可能となっていて、この割合は増加傾向にあります。令和3年の提案募集では、提案全体のうち共同提案によるものの割合が 54.1%と、平成26年の導入以来、初めて50%を超えました。加えて、提案された内容について賛同する場合には、後から「追加共同提案団体」として名を連ねていただいて、追加の支障事例や賛同意見を出していただくことも可能です。令和3年の提案募集では、全体の9割以上が共同提案又は追加共同提案となりました。

次に右側の円グラフをご覧ください。提案内容を分野別で見ますと、令和3年の提案募集では、「医療・福祉」に関する提案が 28.2%と最多となっています。平成26年の提案募集方式の導入以降、この「医療・福祉」に関する提案が、毎年最も多くなっております。次いで「環境・衛生」が 13.2%、「農業・農地」が 8.2%などとなっています。

○司会 ありがとうございます。昨年実施されました、令和3年の取組状況について教えていただけますでしょうか。

○吉添参事官 はい。いただいた提案の実現に向け、提案募集検討専門部会の審議や関係府省との調整を重ね、昨年12月に「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」を閣議決定しました。その概要を御説明したいと思います。

まず、1番の「基本的考え方」ということで2点挙げています。「提案募集方式」を導入したということ、「地方分権改革の推進」が地方創生における極めて重要なテーマであるということ掲げております。

続きまして、2番の「一括法案の提出等」ということで4点挙げております。まず、対応方針のうち、法律改正事項については、一括法案等を令和4年の通常国会に提出することを基本とすることを挙げおります。実際に、3月4日に一括法案を閣議決定し、令和4年通常国会に提出したところでございます。次に、現行規定で対応可能な提案については、通知等により明確化することを挙げしております。それから、引き続き検討を進めるべき提案については、適切にフォローアップを行うことなどを挙げしております。最後に、この4つ目の○ですが、これは例年の対応方針にはなかったもので、令和3年の提案募集で重点募集テーマにした「計画策定」についてですが、「地方公共団体に対して一定の方式による計画の策定等を求める手法を用いた国の働きかけの在り方については、地方の自主性及び自立性を高めるための検討を引き続き行う。」としております。

続いて、3番の「対応状況」です。令和3年に提出いただいた提案220件のうち、予算編成過程での検討を求めるもの、これまでの提案募集で既に扱われたもの、提案募集の対象外であるものなどを除きまして、160件について内閣府と関係府省との間で調整をいた

しました。160 件のうち、147 件について何等かの対応ができました。

こちらのスライドは、閣議決定された対応方針のうち、主な対応を3つに分類して表示しています。

まず1番、「国民や地方公共団体等の事務負担の軽減に資するもの」ですが、これが大きなウエートを占めております。その中でも左側に計画策定に関する主なものを6つ挙げておりますが、今回の提案募集においても、重点募集テーマとしており、たくさんの提案をいただき、多くの成果を挙げることができました。

次に2番、「デジタル化等による効率化・利便性向上に資するもの」です。岸田内閣でも力を入れているデジタル化についても多くの提案がありまして、成果を挙げることができました。

最後に3番「その他」、こちら5点ほど挙げておりますが、「⑩液化石油ガスの関係の法律における都道府県知事の事務・権限の指定都市の長への移譲」ですが、これは今回の対応方針で唯一の「権限移譲の見直し」となっています。このスライドでは20個の対応しか挙げていませんが、この閣議決定では200以上の対応を掲げさせていただいております。なお、令和3年の提案だけでなく、令和2年以前にいただいた提案で今回新たに見直しを行うこととしたものも含まれているところです。

主な対応の一例として、①「農村地域産業導入基本計画における記載事項の簡素化」について御紹介させていただきます。現行制度では、都道府県は、農村地域への産業導入に関する基本計画について、「導入する産業の業種」の記載が必要となっています。市町村は、農村産業導入法に基づく産業導入しようとしても、この都道府県の基本計画にない業種は対象外となってしまいます。このため、市町村が基本計画にない業種を導入する際、その都度、都道府県は、市町村から頼まれて基本計画を変更して業種を追加することになってしまいます。これが大きな事務負担となっています。今回の見直しによって、都道府県の基本計画において「導入する産業の業種」を記載しなくてもよいこととする予定です。これにより、市町村は、産業の変化や地域の特性に対応した機動的な産業導入が可能になります。また、都道府県は、市町村のニーズに応じたたびたびの計画変更が不要となり、大幅な事務改善になります。なお、この内容は、先ほど申し上げた一括法案によって法改正を行い、実現しようとしているところです。

○司会 ありがとうございます。

ところで、「地方分権改革推進アワード」という実現した提案についての表彰制度があると伺っているのですが、この点について教えていただけますか。

○吉添参事官 はい。ご紹介させていただきます。

地方分権改革を推進するためには、より多くの地方公共団体が「提案募集方式」の趣旨を理解し、説得力のある提案を積極的に行ってもらうことが重要です。このため、優れた

提案を行った地方公共団体を表彰し、これらの団体がどのような内容の提案を行ったのか、また、提案に説得力を与えるようにどのような取組を行ったのか、ということを広く周知することとしております。これにより、様々な地方公共団体からより多くの提案が出され、地方分権改革の推進につながるものと考えております。

このような考えから、内閣府では、令和2年度より、「地方分権改革推進アワード」として、優れた提案を行った地方公共団体を表彰しています。

このアワードでは、「提案の実現により期待される効果」として①地方の裁量・決定権限の拡大、②住民サービスの向上や③業務の合理化のほか、④全国への波及といった観点、「提案に至るまでの取組」として、①住民等との連携、②共同提案の実施状況や③提案に説得力を持たせる取組の実施といった観点から選考を行い、全国で3団体程度を表彰しているところです。

令和3年度は、長野県の泰阜村、愛知県の春日井市、徳島県の3団体が受賞されました。一つ目、左側の泰阜村からは、郵便局において取扱いが可能な地方公共団体の事務の範囲の拡大について提案がありました。郵便局に委託できる事務の範囲を拡大することにより、住民サービスの向上や行政運営の合理化につながるものが期待されます。また、現行制度の事務の流れを具体的に示して制度改正の効果を訴えるなど説得力のある提案となっております。

二つ目、真ん中の春日井市からは、国民健康保険等における一部負担金の負担割合の軽減に係る申請を不要とする見直しについて、提案がありました。申請を不要とすることで、申請忘れ等の被保険者の不利益を回避させるなど、住民サービスが大きく向上するとともに、市区町村が行っていた対象者への申請の勧奨のための対象者への連絡が不要となるなど、業務の合理化にもつながります。また、日々の業務において、住民の要望や不満の声をしっかり把握した提案となっております。

最後、三つ目、右側の徳島県からですが、「へき地の医療機関へ看護師等の派遣を可能とする規制緩和」について提案がありました。へき地の医療機関における看護師等の人材不足を解消し、医療提供体制を整備・維持することにより住民サービスが大きく向上します。また、複数の地域において支障が生じていることを示すなど説得力のある提案となっております。

こちらの提案については、提案がどのようなきっかけで提出され、実現に至ったのか、受賞団体である徳島県にご協力をいただきまして、動画を作成いたしましたので、ご覧ください。

■ 事例動画

へき地の医療機関へ看護師等の派遣を可能とする規制緩和に関する提案

提案団体 徳島県

○ナレーション 令和3年度 地方分権改革推進アワード受賞「へき地の医療機関へ看護師等の派遣を可能とする規制緩和に関する提案」。

へき地の病院では、看護職員をはじめとする医療従事者の深刻な不足に悩まされており、救急患者の受入れを一部中止する病院もあるなど、地域医療の提供体制の維持が困難な状況になっていました。

徳島県内のある町立病院では、これまで365日24時間、救急患者の受入れを行っていました。

しかし、複数の看護職員が退職予定となる中、町の積極的な採用活動に加え、県や関係団体などが看護師の確保を支援しましたが、夜間の救急受入れが週4日中止となり、病床の一部についても休床とせざるを得なくなりました。

医師数が少ない徳島県南部の海部・那賀地域では、県立海部病院を中心に、市町村の枠を越えて医師を派遣することで医師不足を解消する「海部・那賀モデル」を構築し、地域全体でへき地医療を支える体制づくりに取り組んでいます。

しかし、「労働者派遣法」では、へき地の医療機関に医師を派遣する場合等を除き、医療従事者の派遣が原則として認められていないため、看護師をはじめ薬剤師や検査技師などの専門職が不足する医療機関への十分な支援ができない状況となっていました。

○徳島県 これまで、看護職員の人材確保・定着については、徳島県看護協会様の御協力をいただきながら、ナースセンター事業をはじめ、さらにはそのサテライト展開として圏域ごとに地域密着エリアマネージャーを配置し、身近な場所で就業相談や復職研修などの支援に取り組んで来ました。こうした取り組みの成果により、看護職の復職や生涯活躍が進みつつあるところです。

一方で、日々、地域の医療現場で住民や患者様と向き合う医療従事者の方々からは、「地域の安全・安心な暮らしを支える上で、入院医療や救急医療を中心とした体制の確保は特に重要な課題であるので、何とか対策を講じて欲しい」という話をお聞きする中で、県としても、特にへき地の医療を守るためには、看護人材の確保は喫緊の課題であり、また、人材確保や地域偏在については多くの自治体で共通する課題でもあるという考えに至りました。

そこで、地域医療を守るための選択肢を一つでも増やせるよう県として支援したいとの思いから、提案させていただいたところです。

○内閣府 内閣府では、徳島県様からのご提案を受けて、制度を所管する厚生労働省と調整を行いました。はじめ、厚生労働省からは、派遣先の医療機関が派遣労働者となる看護師等を特定できないことで、十分なチーム医療体制を確保できなくなるのではないかとといった懸念が示されましたが、調整を続けていく中で、厚生労働省から関係団体に意見を聴いた上で、審議会に諮り、制度改正に向けて積極的に検討を行っていただくこととなりました。

その結果、令和3年2月、医師以外の医療従事者についても、事前に研修を実施するなど、適切なチーム医療の担保のための措置を講じた上で、へき地の医療機関に派遣することを可能とする制度改正が実現しました。

○徳島県 都市部等の医療機関からスポット的にへき地の医療機関へ医療従事者を派遣することが可能となり、安定的な医療体制の確保に繋がることが期待されます。また、都市部の医療従事者が地域医療を経験し、キャリアの形成が促進されることで、医療の質の向上に繋がることが期待できます。

今後、本県が進める、「海部・那賀モデル」の推進においても市町村の枠を越えた連携がしやすくなり、離島や山間部などにお住まいの皆様が安心して暮らせるようになればと思います。

○ナレーション 今回の制度改正により、同様の悩みをかかえる他の地域においても、へき地医療を地域全体で支えるシステムが構築され、住民が安心して生活できる地域づくりに繋がることが期待されます。

○司会 中山間地域や離島に住む人々にとって、医療体制の維持というのは、安心して生活していく上で大変重要なことです。日本全国の同様の悩みを抱える地域でも、活用できると良いなと思いました。同様の悩みを抱える地域においても、これをきっかけに問題が解消されていくことを願っております。

それでは、次に、3月1日から令和4年の提案募集が開始されたということですが、詳細について教えていただけますでしょうか。

○吉添参事官 はい、令和4年提案募集の年間スケジュールをまずご覧ください。

2月28日の「地方分権改革有識者会議・提案募集検討専門部会合同会議」で令和4年提案募集の方針を決定いたしました。翌日の3月1日には、事前相談・提案受付を開始いたしました。

6月1日に提案受付を終了し、それから2週間程度「追加共同提案の意向・支障事例等」

の照会などを地方公共団体などに対して行い、提案内容の補強を行います。

そして、7月上旬の合同会議で、提出いただいた提案から重点的に議論を行うべきもの、いわゆる「重点事項」を決定いたしまして、提案団体・関係府省・地方三団体からのヒアリング等の調整を重ねて、12月の閣議での対応方針の決定というスケジュールとなります。

次に、令和4年提案募集要項の概要について、ご紹介をさせていただきます。こちらのスライドでは左上の「提案主体」について御説明いたします。①の都道府県、市町村のみでなく、一部事務組合及び広域連合、全国連合組織、地方公共団体を構成員とする組織が対象となります。その他については、次からのスライドでご説明いたします。

「提案募集の対象範囲」についてです。まず、上段ですが、対象となる提案は、この①、②の2つです。1つ目、①「地方公共団体への事務・権限の移譲」です。国から地方公共団体、都道府県から市町村への移譲が対象となります。また、全国一律の権限移譲が難しい場合は、個々の地方公共団体の発意に応じた選択的移譲、これを「手挙げ方式」といいますが、このような形の提案を行うことも可能です。2つ目は、右側の②「地方に対する規制緩和」です。主なものは、「義務付け、枠付け」の見直しになります。そのほか、こういう施設を置いてくださいとか、こういう専門職を置いてくださいとかいう「必置規制」の見直しもこれに含まれます。上段と下段の間に、対象となった提案のうち、関係府省と実際に調整となるものを示しております。「制度改正の必要性が具体的に示されていない場合」や「最近方向性が出されたもので情勢変化がない場合」については、各省との調整対象とはならないので、ご注意ください。次に、下段です。提案の対象外となるものです。「国・地方の財源配分や税制改正」、「予算事業の新設提案」、「国が直接執行する事業の運用改善」、「個別の公共用物に係る管理主体の変更」、「現行制度でも対応可能であることが明らかな事項」については対象外となります。提案対象や調整対象は、取扱いが微妙なところもあるので、Q&Aや事前相談でご確認していただければと思います。

最後に、「事前相談から提案までの流れ」について詳しくご紹介いたします。まずは、左上「事前相談の連絡」をご覧ください。提案団体において、できる限り国や都道府県の制度所管部署等に相談いただき、それでも解決が難しい場合には、内閣府にメール・電話などで連絡をください。なお、この時点では、首長の決裁は不要です。そして、その下「事前相談の受付」をご覧ください。内閣府では事前相談を受けましていただいた内容について以下の確認をします。①提案募集の対象であるかどうか、②具体的な制度改正の必要性、③制度の具体的な根拠法令、④制度所管部署等とのこれまでの調整状況、⑤過去の提案における取扱いとその後の状況変化について、これらについて確認いたします。なお、事前相談の段階では、これらの点をすぐに全て確認できるような、しっかりした提案ではなくても、例えば「こんな支障があるけど、どう考えればよいのでしょうか。」といった、こういう相談にも対応しておりますので、お気軽にご相談ください。その横「提案団体に対する助言」をご覧ください。内閣府では、相談内容を検討させていただきまして、支障事例や論点を明確化し、説得力を高めるためのデータや記載方法の方向性について、提案団体に

助言をさせていただきます。その上の「助言を受けた記載内容の改善」をご覧ください。内閣府とのやりとりをしながら、内容をブラッシュアップしていただき提案内容を改善・充実していきます。その横になりますが、各提案団体は、正式な提案を首長の決裁をとり内閣府へ提出していただきます。その下になりますが、内閣府は提案を受け付けて、関係府省に検討の要請を行うこととなります。以上です。

○司会 皆様のご相談に対して、内閣府では、親切丁寧なアドバイスをさせていただきますので、ぜひ、お気軽に事前相談をお願いいたします。

では、続きまして、提案募集にあたって、重点的に募集をする、というテーマがあるとのことなのですが、詳細について、教えていただけますでしょうか。

○吉添参事官 はい。それでは令和4年の提案募集における「重点募集テーマ」について、ご紹介いたします。例年どおり、「地方公共団体への事務・権限移譲」及び「地方に対する規制緩和に係る提案」を受け付けておりますが、その上で、類似する制度改正等を一括して検討するために、「重点募集テーマ」を設定しております。

先ほどの野田大臣インタビューでもお話しがありましたが、今年は、「計画策定等」と「デジタル（情報通信技術の活用）」の2つのテーマを設定させていただいております。

一つ目のテーマ「計画策定等」ですが、具体的には「地方公共団体に対し計画等の策定やその内容及び手続を義務付ける規定等の見直し」です。これは、昨年11月から今年の2月にかけて実施いたしました「計画策定等に関するワーキンググループ」において検討し、とりまとめた「計画策定等における地方分権改革の推進に向けて」を踏まえて重点募集テーマとしたものです。

二つ目のテーマ「デジタル」ですが、具体的には、「情報通信技術の活用による、既存システムの使い勝手の改善等を通じた、住民の負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・簡素化を図るための法令解釈や運用・慣習上の規制を含む国の規制の見直し」です。これは、令和2年にも重点募集テーマとしていました。近年の提案募集でデジタルに関する提案が様々出されていることや、デジタルを活用した地方の活性化が政府の取組の柱となったこと等も踏まえ、重点募集テーマといたしました。

続きまして、各重点募集テーマに即した、提案を検討する際の視点の例を紹介していきます。

まず、1つめのテーマ「計画策定等」でございます。計画策定等については、昨年の提案募集においても重点募集テーマと設定しておりました。そのため、昨年1年をかけて、有識者会議や検討専門部会において議論をしてきたところですが、地方公共団体の負担が大きくなっている現状を踏まえれば、1年の議論では不十分であるところのご指摘もありまして、今年も重点募集テーマとして改めて提案をいただくこととしております。先ほど申しあげたワーキンググループの取りまとめが、2月28日の有識者会議において了承され、

「計画策定等における地方分権改革の推進に向けて」という報告書になっております。こちらホームページでご覧いただくこともできるので、参考にしていただければと思います。本日は、その報告書に基づき、提案を検討する際の視点の例を大きく2つに分けて紹介いたします。

大きく一つ目が、①「計画等の策定そのものを廃止又は他の手段に代替すべきもの」ということで、計画の策定自体を見直した方がよい、と考えられる計画について、(ア)から(オ)まで5つの視点の例を示しています。

まず、「(ア) 国が数量や状況を把握することを主たる目的とするもの」、「(イ) 実質的に市町村が策定する計画等の内容のとりまとめが主たる目的となっているもの」です。例えば、県において計画を策定し、それを国に報告することとされているものであって、その計画の内容は、実質的に、県内市町村で策定した計画をただ束ねるだけとなっているような計画です。このような計画であれば、県は計画をつくらず、各団体が、直接国に報告するだけにする、または、県は単純に各団体の計画を集約するだけで、新たに計画という形では作成しないと見直しができると考えられます。

次に、「(ウ) 地方公共団体やその他の団体が策定する他の計画等と策定の趣旨や目的が重複しており、別途新たな計画等を策定する意義が乏しいと考えられるもの」、「(エ) 政策上実質的な役割が認められない又は既に役割を終えていると考えられるもの」です。例えば、県で作成を求められているものの、その内容が、既に地方公共団体やその他の団体に策定を求められている計画とほとんど変わらないようなものです。このような計画であれば、県がわざわざ同じような計画を策定する必要はないと考えられます。また、過去に必要ながあって策定したものの、現在ではほとんど意味をもたない計画も廃止できるのではないかと考えられます。

次に、「(オ) 計画等の策定をすることで得られる効果と比べ、人員や予算上の負担が大きくなっていると考えられるもの」です。例えば、交付金等の申請のために、補助金適化法による申請書類に加え、内容がほぼ同じような計画の策定を求められる場合で、得られる効果と比べ、計画をつくる負担が重くなっているような場合です。こうした計画については、補助金適化法による申請があれば計画の策定自体は不要とすることもできると考えられます。

続きまして大きく分けて2つ目のカテゴリー、②「計画等の内容及び手続について見直しを求める必要があるもの」です。計画の必要性自体はあるかもしれませんが、内容や手続が負担となっており、内容や手続を見直した方がよいと考えられる計画について、(ア)から(カ)まで6つの視点の例を示しております。

まず、「(ア) 義務的な記載事項を簡素化・弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの」です。例えば、必ず記載しなければならない事項について、地方の実情を踏まえれば、必ずしもすべての自治体が全項目記載する必要が無い場合もあるかと思えます。そのため、各自治体が真に必要な事項にしぼって計画をつくることができないのか、任意的記載事項

とできないのかという視点です。

次に「(イ) 策定の過程で義務的な事前調査や審議会等での審議、意見聴取の手續等を簡素化・弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの」です。例えば、ある計画において、将来における必要量の見込みを記載することとなっている場合で、必要量の見込みを算出することはよいとしても、算出方法までこと細かに通知等で示されることで、実質的な義務となっている場合があると思います。こうした計画については、通知等において標準的な算出方法を示す場合であっても、複数の方法を示す等、自治体が独自の算出方法を用いることを妨げない形にできないかという視点です。

次に「(ウ) 義務的な国等への許可・認可・承認・認定等や公表に係る手續等を簡素化・弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの」です。例えば、計画の変更に際し、内容の大小にかかわらず、全て国に申請をしなければならず、手續に労力や時間がかかっているような場合があると思います。このような計画については、計画全体に影響がない軽微な変更については、変更にかかる申請をしなくてもよいのではないかという視点です。

次に「(エ) 義務的な計画期間の設定を弾力化し、地方の自主的判断に委ねるべきもの（計画期間をそろえることができれば、類似の複数の計画等と統廃合することができる場合を含む。）」です。例えば、同じような分野の計画で、計画期間が、A計画は3年、B計画は4年、C計画は5年と、それぞれ異なっているような場合です。こうした計画については、これらの計画期間の設定を弾力化し、一つに合わせる形で、A計画にB計画・C計画を統合することができるのではないかという視点です。

次に「(オ) 地方公共団体が既に策定済みの計画等と統合して策定できることを明確化すべきもの」です。例えば、既に地方公共団体で独自に作成している総合計画があるのにも関わらず、国から作成を求められてA計画やB計画も作らなければいけないという場合があると思います。このような計画について、既存の総合計画に、A計画、B計画の内容を記載することで、個別の計画策定を不要にできないのかという視点です。

最後に、「(カ) 他の地方公共団体と共同で策定できることを明確化すべきもの」です。広域的な取組が必要な分野においては、A市とB町がそれぞれ単独で計画を作成しても成果が出にくい場合があると思います。共同計画を隣接市町村や都道府県を含めて広域でつくることのできないのかというのが、この視点です。

これまで、大きく2つに分けて、11の視点の例を示してきましたが、これらの視点の例に限らず、計画策定等の関係で、見直すべきと思われることがございましたら、広くご提案をいただければと考えております。また、法令上の根拠の有無を問わず、地方公共団体に対し策定を求めているすべての計画等を対象としておりますので、通知等により策定が求められている計画等も含め、広くご提案をいただければと考えております。

○司会 今年の「重点募集テーマ」の一つである「計画策定等」について、具体的な検討例を、わかりやすく絵を使って、ご説明いただきました。今ご説明いただいた、11の視点

の例を聞いてみて、皆様の身近な業務の中で、同じようなことが起きていませんか。ぜひ、ご検討いただき、積極的なご相談、ご提案をよろしくお願ひいたします。

それでは、もうひとつの「重点募集テーマ」である「デジタル」についてご説明お願ひいたします。

○吉添参事官 それでは、ご説明いたします。

昨年12月3日の経済財政諮問会議において、有識者議員から「デジタル時代にあって、業務効率化、簡素化を進めることが必要である。このため、地方分権改革有識者会議において、国・県・市町村間の紙ベースの行政手続きの重複を一括検証すべき」との意見が提出されたところです。

こうした御意見等を踏まえ、情報通信技術の活用による、既存システムの使い勝手の改善などを通じた、住民の負担軽減や地方公共団体の業務の効率化・簡素化を図るための法令解釈や運用・慣習上の規制を含む国の規制の見直しに関する提案を、重点的に募集いたします。

この「デジタル」についても計画策定と同様に、提案の視点の例をご紹介します。

大きく2つに分けています。一つ目は、「手続きのオンライン化・改善」、二つ目は、「行政機関間の情報連携等」です。具体的な例をご紹介します。

まず、①「手続きのオンライン化・改善」の例を3つご紹介します。

まず、左側（ア）「書面による申請・報告等の手続きが義務付けられているもの」についてです。法令に基づく報告や交付金の申請等で、書面での手続きを前提としているものがあると思います。こうした手続きについて、書面の提出を不要とし、オンライン化してメールやシステムでの提出を可能とすることを求めるという提案の例です。

次に、真ん中（イ）「手続きのオンライン化に伴い、地方公共団体の経由事務が廃止可能と考えられるもの」についてです。書面での手続きを前提として、地方公共団体を經由することとされている申請などがあると思います。これらの手続きをオンライン化するとともに、地方公共団体には必要に応じて別途情報共有をすることとし、地方公共団体の経由事務も廃止することを求めるといった提案の例です。

最後に、右側（ウ）「システムへの入力量が多い等の原因で、地方公共団体の事務負担が増加しているもの」についてです。既に手続きがオンライン化されている場合であっても、システムへの入力項目が多い、重複しているなどの理由で、地方公共団体におけるシステムの入力作業などが煩雑となっているものがあると思います。入力項目の見直し、自動転記等のシステム改善等により、入力作業等の効率化・簡素化を求めるといった提案の例です。

続いて、②「行政機関間の情報連携等」の例を2つご紹介いたします。

まず、左側（ア）「マイナンバー制度による情報連携や住民基本台帳ネットワークシステムの利用により、添付書類の省略が可能になると考えられるもの」についてです。申請等

に際し、書面の添付が必要とされているものがあると思います。これをマイナンバー制度による情報連携の対象拡大や住民基本台帳ネットワークシステムの利用を可能とすることにより、書面の添付を不要にするといった提案の例です。

右側（イ）「住民基本台帳ネットワークシステムの利用により、地方公共団体による必要な情報の確認が容易になると考えられるもの」についてです。地方公共団体の情報の確認のために、他市町村に対して、多くの住民票の写し等の請求が必要となっている場合があります。地方公共団体が住民基本台帳ネットワークで必要な情報を確認でき、他の市町村に請求が不要となるような、システムの利用を可能とするような提案の例です。

以上が、重点募集テーマの紹介ですが、重点募集テーマについて、今お示しした例を参考にいただければ幸いです。一方で、これらの例にこだわる必要もありません。幅広く、様々なご提案をいただければと思います。どうぞよろしくおねがいたします。

○司会 ありがとうございます。こちらの絵もわかりやすかったですね。

では、ここで吉添参事官はご退出されます。

○吉添参事官 ありがとうございます。

○司会 内閣府地方分権改革推進室では、「提案募集方式」に関わる各種研修の実施などによる地方への支援や「提案募集方式」に関する情報発信を行っております。こちらについて、お話しを伺いたいと思います。では、浅川調査員よろしくお願いたします。

○浅川調査員 内閣府地方分権改革推進室の浅川と申します。よろしくお願いたします。

私からは、実際に提案を検討していただくにあたっての支援ツールや、「提案募集方式」についてさらに知りたい方へ向けた学習ツールなどをご紹介します。

内閣府地方分権改革推進室では、地方公共団体などに向けた研修講師の派遣を行っております。研修では、「提案募集方式」を有効活用するためのポイントなどを説明する座学形式の講義や、日常で感じている具体的な課題を題材にして、提案に結びつけていくための実践的なグループワークなどを行っています。また、オンラインによる研修への対応もできますので、ぜひご相談ください。

続きまして、「提案募集方式データベース」です。これは、今までに提出された個々の提案内容や対応結果などを集約したデータベースです。「これまでどんな提案が出ているのだろう。」「こんな提案を考えているけれど、過去に同様の提案が出ていないだろうか。」といった様々な疑問に答えてくれるものです。当室ホームページに掲載しておりますので、ぜひご活用ください。

次に、学習ツールを紹介いたします。まず、各種冊子についてです。左側の「令和4年

度版ハンドブック」では、提案の種になる事例の集め方や、具体的にどのように検討を行うのかについて、具体例を交えて解説しております。右側の「取組・成果事例集 vol.3」では、提案の実現後、どのような成果が出たのか、図解やインタビューを交えて紹介しています。そのほか、実際の研修における講義に近い内容をまとめた学習動画などもございます。この学習動画や、ハンドブックなどの冊子は、当室ホームページに掲載しておりますので、組織内での研修や、個人の学習に活用してください。

○司会 続きまして、内閣府地方分権改革推進室へ地方公共団体から派遣いただいております、調査員を紹介させていただきます。

内閣府地方分権改革推進室では、全国各地の地方公共団体から派遣された職員が提案募集の実務を担当しています。同室員のおよそ半数を占める31名もの調査員が、地方からいただいた提案を実現するため、国と地方の架け橋となり、活躍しています。

地方との連絡・調整窓口となり、国・地方公共団体双方の仕事を理解する立場から親切・丁寧な対応を心がけ、日々業務に取り組んでおります。

○浅川調査員 私は、山梨県甲斐市から派遣されております。提案には私達調査員が、丁寧に対応させていただきます。まずは事前相談。地方公共団体の皆様、お気軽にご相談ください。

○司会 漲る意欲、皆様伝わりましたでしょうか。浅川調査員、ありがとうございました。

○浅川調査員 ありがとうございました。

○司会 以上をもちまして、「地方分権改革シンポジウム～あなたの気づきが国を変えていく～」を終了とさせていただきます。

大変お手数でございますが、今後のシンポジウム開催に資するため、退室時にアンケートのご協力をお願いいたします。Zoom ウェビナー退出後に「アンケートを表示する」と表示されますので、クリックいただき、回答していただきますよう、よろしく願いいたします。

本日は、ご参加いただきまして、誠にありがとうございました。